

宮崎・清武まちづくり計画
～ 新市基本計画 ～

宮崎・清武合併協議会

目 次

第1章 序論

1 計画の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の範囲（対象地域）	1
4 計画の期間	1

第2章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本理念	2
2 まちづくりの基本的方向（施策の体系）	4
3 計画対象地域の整備方向	8

第3章 分野別の施策

1 市民が主体となったまちづくりと効率的で 信頼される行財政運営	10
2 自然と共生し快適に暮らせるまち	13
3 とともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち	18
4 活気があふれ、いきいきと働けるまち	22
5 郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つまち	27
6 県事業との関わり	30

第4章 公共・公用施設の適正配置	31
------------------------	----

第5章 財政計画	32
----------------	----

付属資料

第1章 序論

1 計画の趣旨

宮崎・清武まちづくり計画は、宮崎市と清武町の合併後における、新市の目標（将来像）やまちづくりの基本指針を定めるとともに、新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、具体的な施策や事業を盛り込んだものです。

2 計画の構成

宮崎・清武まちづくり計画は、

- 1 「第1章 序論」
：計画の趣旨や構成、範囲（対象地域）、期間について述べます。
- 2 「第2章 まちづくりの基本方針」
：新市の目標（将来像）や新市域全体、清武町域の役割、並びにまちづくりの基本的方向（施策の体系）等について述べます。
- 3 「第3章 分野別の施策」
：新市の目標（将来像）を達成するための、分野毎の施策の方向や主な事業及び県の事業との関わり等について述べます。
- 4 「第4章 公共・公用施設の適正配置」
：当該地域における公共・公用施設の統合・整備について述べます。
- 5 「第5章 財政計画」
：合併後の財政計画について述べます。

で構成しています。

3 計画の範囲（対象地域）

宮崎・清武まちづくり計画の範囲（対象地域）は、宮崎市域と清武町域とします。

4 計画の期間

宮崎・清武まちづくり計画の期間は、平成22年度から平成31年度とします。

第2章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの基本理念

(1) 新市の目標（将来像）

新市の目標（将来像）は、第4次清武町総合長期計画*の理念を継承するとともに、第四次宮崎市総合計画*との整合性を図り、次のように設定します。

【新市の将来像】

「活力と緑あふれる太陽都市・・・みやざき・・・」
～次世代につなぐまちづくり～

【清武町域のサブテーマ】

「光る個性と交流が織りなす文教田園地域」・・・清武町域

清武町域は、清武川などの豊かな水資源や緩やかな地形などの快適な自然環境に恵まれ、農林業及び電子部品や医薬品などの製造業が盛んな地域です。

また、宮崎大学医学部附属病院が位置することから医療施設も充実しています。

交通面においては、宮崎自動車道・東九州自動車道双方が利用可能な清武ジャンクションがあり、交通の要所となっています。

一方、幕末の儒学者、安井息軒生誕の地でもあり、さらに、宮崎大学医学部、宮崎国際大学及び宮崎学園短期大学の高等教育機関が位置し、教育の核となる地域でもあります。

このため、豊かな自然や田園地との調和を基本として快適な居住環境を形成するとともに、産業の振興を図り、新市の躍動を支える活力ある地域を目指します。

* 総合長期計画 / 総合計画：

自治体が策定する計画の基本、最上位に位置する計画で地方自治法第2条第4項の規定により策定が義務付けられており（基本構想は議会議決事項）、まちづくりの理念・将来像・施策目標といった基本的方向を示し、住民と一体となって、様々な分野の施策を1つの方向性のもとに計画的に進めるための基本指針になるものです。

自治体が行う事務事業は、この総合計画に沿って行われます。

(2) 新市、清武町域の役割

新市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や均衡ある市域の発展を図るため、中核市の機能や県都である総合力を活かしながら、清武町の持つ産業基盤、資源、人材や事業を有効に活用するとともに、教育・文化、医療・福祉等の高次都市機能の充実を図り、県央域のみならず県全域の産業・経済の発展をリードする役割を担います。

清武町域の役割

清武町域は、特に加納地区において、宮崎市と隣接する市街地を形成しており、より広域的、計画的な市街化の整備を図り、商業地・居住地の複合地域としての新たな高次都市機能を備えた地域としての役割を担います。

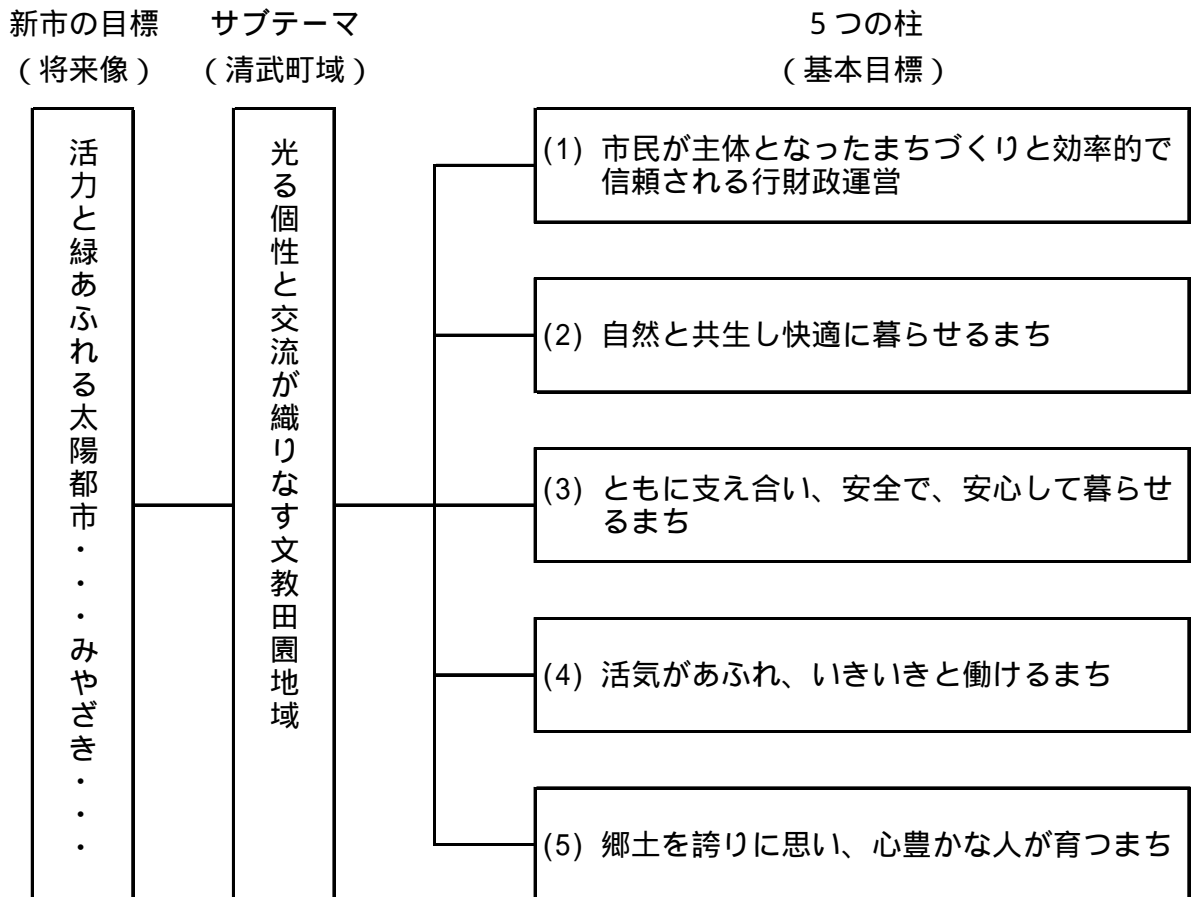
また、電子部品などの大規模製造業が立地し、清武インターチェンジや清武ジャンクションが位置する交通の要所であることから、一層、産業振興の一翼を担います。

さらに、宮崎大学医学部、宮崎国際大学及び宮崎学園短期大学が位置することから、他の高等教育機関との連携により、教育や産業の振興、地域の賑わいづくりなどの中心的な役割を担います。

加えて、恵まれた農地や林地を多く有しており、農林業振興に重要な役割を担います。

2 まちづくりの基本的方向（施策の体系）

新市の目標（将来像）を実現していくため、まちづくりの方向として5つの柱（基本目標）を掲げます。



(1) 市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

目標とする都市像「活力と緑あふれる太陽都市...みやざき...」を市民が実感できるよう、新たな公共サービスの担い手である市民が主体となったまちづくりの展開を目指します。

また、財政基盤の強化に努め、市民が安心して協働、地域コミュニティ活動が行える環境を整備します。

清武町域においては、新たな市域の一体性を醸成するため、歴史的な経過を踏まえながら、地域や世代を超えた様々な交流を促進し、ふれあいのあるコミュニティの形成、ボランティアやNPO法人等の各種団体活動の活性化等に努めながら、地域特性を活かした特色ある施策を進め、新市が一体となって市民が主体となったまちづくりを進めます。

また、これまでのまちづくりの歴史を継承するとともに、住民自らが新しいまちづくりに参画できるよう清武町域に合併後5年間合併特例区を設置し、新市の速やかな一体性の確立と清武町域におけるまちづくり計画の着実な実行を図ります。

* 合併特例区：

合併市町村の一体性の円滑な確保のため、合併協議により合併後の一定期間（5年以内）、合併関係市町村を単位として設けられる特別地方公共団体。

合併特例区には事務所を置き、旧市町村の区域を基礎として処理をする方が事務の処理上効果的なものや地域住民の生活の利便性の向上等のため必要と認められる事務を行われます。また、特別職の「区長」と合併市町村や区長の諮問などに対し意見を述べる「合併特例区協議会」が置かれます。

(2) 自然と共生し快適に暮らせるまち

本市が有する豊かな自然環境が保全され、市民が豊かな自然の恵みを享受し、自然に親しみ、良好な環境や景観の中で、自然と共生しているまちを目指します。

さらに、市民の誰もが住みやすく、日常生活が便利で快適なものであるとともに、市民の暮らしを支える住環境や上下水道などの生活基盤の整備されたまちを目指します。

清武町域においては、下水道や道路網の整備に加えて、清武駅周辺の整備による公共交通の拠点性の向上を図るなど、中核市にふさわしい都市機能の充実と快適な生活環境づくりを進めます。

(3) ともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

全ての市民が心身を健やかに保ちながら安心して暮らせるよう、医療や福祉の充実が図られ、また、安心して出産・育児ができる子育て支援の充実したまちを目指します。

また、市民が日常生活を安心して送れるように災害時などの防災体制が整っているまちを目指します。さらに、市民の主体的な防災活動が展開されるなど、安全に生活できるまちを目指します。

清武町域においては、清武町民保健センターや清武町総合福祉センターを、保健・医療・福祉の核となる施設として位置づけ、その機能の充実を図りつつ、宮崎大学医学部附属病院、ボランティアやNPO法人などの各種団体と連携しながら、保健・医療・福祉が一体となった総合的な支援体制の確立に努めます。

(4) 活気があふれ、いきいきと働けるまち

本市の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの多種・多様な産業が活発に営まれるとともに、市民の誰もが職場で、いきいきと働くことのできるまちを目指します。

清武町域においては、電子部品製造業を軸に地場企業の育成強化及び立地企業の増強に努めるとともに、宮崎大学などの高等教育機関と連携し、安全・安心の農業や食品加工業、医療・福祉器具の製造業などの「健康」をテーマとした新しい時代に対応する産業づくりを進めます。

また、加納地区については、都市機能の充実に併せて、商業・サービス業の振興に努めます。

(5) 郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つまち

未来を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるよう、地域住民・家庭・学校が相互に連携協力し、地域に根ざした教育を推進するまちを目指します。

また、生涯にわたって学んだりスポーツに親しんだりするとともに、地域の文化にふれあえるまち、市民の誰もがお互いを尊重し、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

清武町域においては、就学前教育、小・中学校教育、社会教育のより一層の充実を図るとともに、高等教育機関や各種団体などと連携しながら新たな市域が一体となり、一人ひとりの個性を大事にした教育・文化の充実に努めます。

また、清武町文化会館や清武町総合運動公園などを地域の拠点として活かし、新市の他の地域の拠点施設と連携しながら、いつでも、どこでも、だれでも、自由に多彩な文化活動、生涯学習や生涯スポーツなどに参加できる環境づくりを進めます。

加えて、アメリカ合衆国イリノイ州ウァキガン市との姉妹都市交流については、相手都市と協議のうえ、継続していきます。

3 計画対象地域の整備方向

新市域（主に清武町域）の整備方向については、次ページのイメージ図のとおりです。

【清武中央地区】

清武町域の中央地区について、行政、商業、文化、居住等の充実した地域拠点機能を備え、清武町域の振興を担う市街地づくりを進めます。

【商業・居住地域が調和するゾーン】

国道269号バイパス沿線及び国道269号沿線、並びに県道高岡郡司分線（新町地区）においては、市街化区域内のそれぞれの用途地域にふさわしい沿線型商業施設と低中層住宅がともに調和する快適な環境づくりを進めます。

【健康福祉増進拠点】

宮崎市保健所や社会福祉協議会と連携しながら、清武町民保健センターや清武町総合福祉センターを地域の核として、健康福祉増進拠点づくりを進めます。

【文化交流拠点】

宮崎大学などの高等教育機関や文化団体などと連携しながら、清武町文化会館を地域の核として、文化交流拠点づくりを進めます。

【歴史交流拠点】

きよたけ歴史館を中心として、地域の歴史を知り、文化財の保護や民俗芸能などの伝承活動等のための歴史的交流拠点づくりを進めます。

【工業振興地域】

清武町域の尾ノ下工業団地、今泉工業団地、ハイテクパークや沓掛工業団地を核として、新市の他の地域の工業団地と連携し、工業の振興を図ります。

【スポーツ・レジャー拠点】

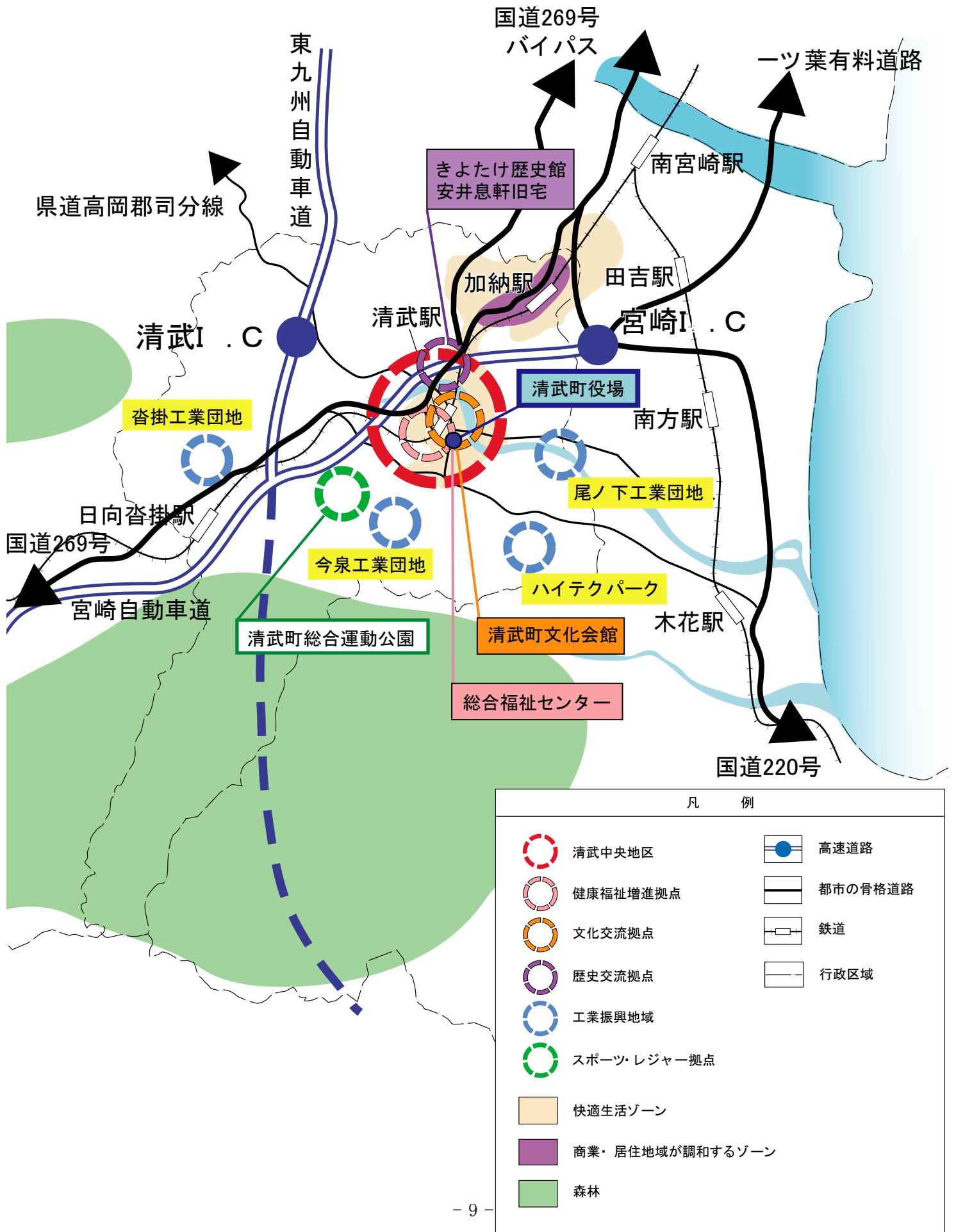
清武町総合運動公園を中心に、地域のスポーツ・レジャー拠点づくりを進めます。

【快適生活ゾーン】

清武町域の中央地区においては、環境良好な市街地を形成するため、都市基盤の整備を進めます。

また、清武町域の加納地区においては、良好な住環境を維持するとともに、周辺環境との調和した都市的土地利用を進めます。

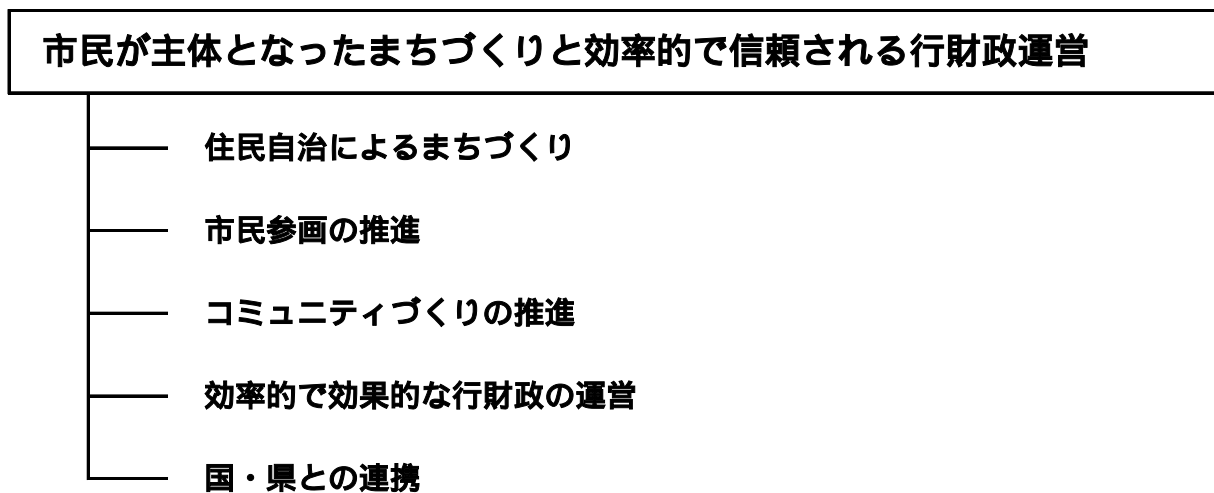
■ 新市域(主に清武町域)の整備方向のイメージ図



第3章 分野別の施策

1 市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

(1) 施策の方向（体系図）



住民自治によるまちづくり

住民自治とコミュニティの重要性が高まる中、行政と住民の協働を進めるため、宮崎市内においては、15の地域自治区と3つの合併特例区を設置しています。これらの地域自治組織の適切な責任と権限のもとに、地域の課題解決に対して効果的に取り組み、市民が主体となった住民自治を進めていきます。

そこで、清武町域においては、合併後5年間合併特例区を設置し、地域住民で構成される協議会を中心に住民自治の強化を促進するとともに、地域住民の声を反映させながらまちづくり計画に掲げる目標の実現を目指します。

市民参画の推進

市民活動推進条例に基づき、「心やさしい市民による支え合う地域づくり」を進めるため、ボランティア活動をはじめとする市民による社会貢献活動を支援します。

また、既存の行政主導ではなく、市民の主体的な参画を中心としたまちづくりを行うため、市民と行政が互いに手を取り合う「市民協働型」のまちづくりを推進します。

コミュニティづくりの推進

少子高齢化の進展により、市民一人ひとりがともに支え合う地域社会づくりが求められています。

そのため、市民のコミュニティ意識やボランティア精神の醸成及び地域活動組織の支援と活動の場の整備を進め、姉妹都市交流や国際交流なども活かした市民相互の地域や世代を超えた様々な交流と連携を促進し、活力あるコミュニティ形成に努めます。

効率的で効果的な行財政の運営

厳しい財政状況の中で、新たな市として一体性を醸成し、市域の均衡ある発展に資する重点事業や新規事業に積極的に取り組んでいくためには、より効率的で効果的な行財政運営が必要となります。このような観点から、行財政基盤のより一層の充実強化を図るため、今後、次のような項目に取り組めます。

機能的で効率的な組織・機構を確立するとともに、適正な定員管理や給与制度の運用を行います。

行政サービスの担い手である職員の能力開発や資質向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに的確に対応できる人材の確保に努めます。

行政サービスの向上と事務の効率化を図るため、コールセンターの運営などITを活用した行政の情報化を積極的に進めます。

限られた財源を有効に活用し、中長期的な視点で計画的な財政運営を行い、健全財政の確立を図ります。

経費全般を徹底的に見直して、経費節減に努めるとともに、税収の確保や収納率の向上を図り、自主財源の確保に努めます。

市民への説明責任を果たすため、市の財政状況などについて、的確な分析と積極的な公表に努めます。

国・県との連携

新市におけるまちづくりの推進に当たっては、国・県の政策動向や社会情勢の変化に伴う行政諸課題に迅速・的確に対応することが必要となります。

このため、今後とも、国・県との連携と協調を図りながら、各分野での事業を円滑に推進します。特に、県との緊密な連携を図るため、様々な分野で情報交換を積極的に行います。

(2) 主要事業

項目	内容
住民自治によるまちづくり	・ 合併特例区（区域内に設置される住民組織を含む）、地域自治区の運営支援
市民参画の推進	・ 市民活動センターの利用推進 ・ 市民活動支援基金（マッチングギフト方式 ^{*1} ）活用事業 ・ パブリックコメント制度 ^{*2} の活用
コミュニティづくりの推進	・ 宮崎市自治会連合会や地区連合会及び自治会（区会）、自治公民館に対する運営費等の補助
効率的で効果的な行財政の運営	・ 行財政改革の推進 ・ 事業評価制度の推進
国・県との連携	・ 国・県への施策、予算に対する要望活動

〔注〕 表中の太文字(ゴシック)は、清武町域における新規施策または重点事業を表します。以降の表も同じです。

* 1 マッチングギフト方式：

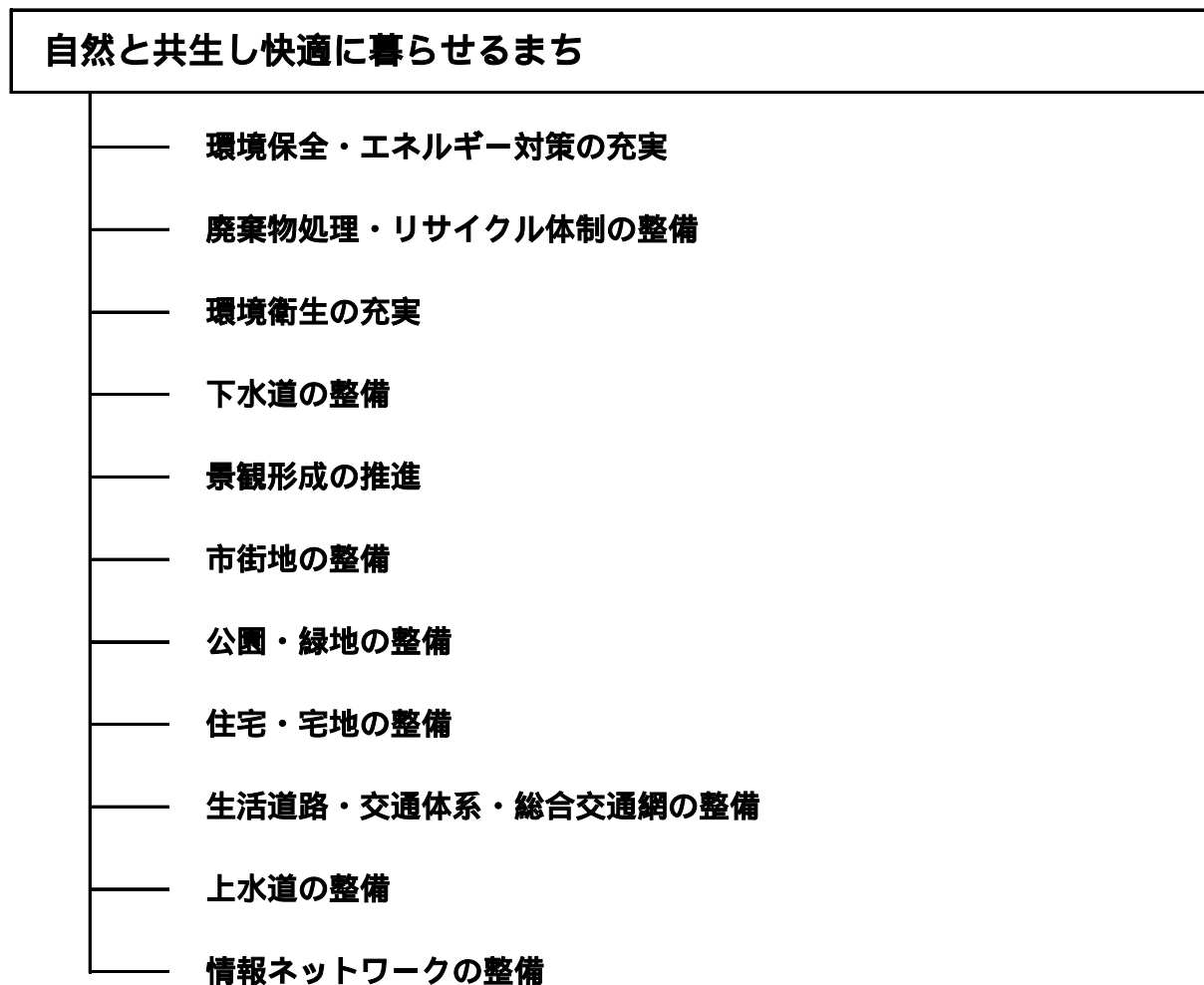
地方自治体が、市民からの寄附金及び寄附金と同額を予算化し、積み立てる方式

* 2 パブリックコメント制度：

基本的な施策などを策定にあたって、その趣旨や内容を明らかにし、それに対する市民の意見を考慮しながら意思決定をしていく制度です。

2 自然と共生し快適に暮らせるまち

(1) 施策の方向（体系図）



環境保全・エネルギー対策の充実

安全で快適な生活環境を確保し、優れた自然環境を保全するため、工場・事業所等への立入検査、指導に努め、各種の開発行為申請時や企業の立地の際に指導・助言を行うとともに、多様な動植物の生息・生育地の確保を図ります。

また、不法投棄の対策を強化するとともに、各地域における環境美化活動や自然保護活動などを積極的に支援し、河川愛護・美化運動などの環境意識啓発に努めます。

さらに、環境負荷を軽減・抑制するために、エネルギーの省力化、効率化を一層促進し、温室効果ガスの排出量の削減に努め、地球温暖化防止対策を推進します。

廃棄物処理・リサイクル体制の整備

生活環境の向上に資するために、ごみの減量・資源化を促進し、ごみの分別収集の徹底を図り、資源ごみ再利用のため、リサイクル事業の拡大を推進します。

また、産業廃棄物については、事業者による排出者責任に基づく適正処理や再利用化などを促進するとともに、監視体制の強化に努めます。

さらに、ごみ問題に対する市民及び事業者の役割などを正しく認識するための環境啓発活動を充実・強化し、市民の意識の高揚を図ります。

環境衛生の充実

公衆衛生の向上及び河川浄化の推進を図るため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図ります。

また、清武町域においては、下水道事業の整備促進と併せ、補助制度を活用した合併処理浄化槽設置の普及を図ります。

下水道の整備

住環境の整備、公共用水域の水質保全、浸水の防除を目的とし、快適な環境、豊かな自然を子どもたちに引き継ぐため、下水道事業を推進します。

また、都市の水環境を支えるため、下水処理水を利用し、良好な水循環・水環境の創出に努めます。

さらに、汚水処理の過程から出る汚泥の資源化や余剰エネルギーを利用し、資源の有効活用を行います。

清武町域では、下水道整備水準をできるだけ早い時期に宮崎市の整備水準まで引き上げるよう努めます。

景観形成の推進

自然環境や歴史、文化など地域の特性に配慮し、にぎわいや活気が感じられる住環境の形成を図りながら、建築物及び屋外広告物の景観の向上や連続性のある美しい街並み形成の誘導に努めます。

また、生活に安らぎと潤いを与える緑の保全と創出を図り、緑による美しい街と豊かな都市環境づくりを進めるとともに、花を通じた愛される地域づくりを推進し、花による市民活動の支援に努めます。

さらに、景観に関する積極的な啓発を行い、市民や事業者等が連携して取り組む景観づくりを進めます。

市街地の整備

国土利用計画や都市計画マスタープランに基づいた計画的な土地利用を推進するとともに、魅力ある市街地を目指し、安全で快適な都市環境の形成に努めます。

建築基準法に基づく狭あい道路の整備と併行して、防災上・景観上も良好な住環境を

整備し、潤いのあるまちづくりの形成を誘導し、その実現に努めます。

建築協定や地区計画制度を活用した市民によるまちづくりを促進し、魅力ある良好な住環境づくりを目指します。

さらに、中心市街地や宮崎駅周辺地域においては、文化交流などあらゆる世代の市民がふれあえる場としての機能の充実や利便性の向上を図るための環境整備に努め、市街地の活性化を推進します。

清武町域においては、清武駅周辺の整備、土地区画整理事業などの推進により、安全で快適な市街地環境整備を進めます。

公園・緑地の整備

自然と共生し安心して暮らせる快適環境都市づくりを進めるため、豊かな自然の保護・保全や都市緑化の推進を図るとともに、「太陽と緑と大地のガーデンシティー みやざき」づくりをより一層推進し、緑豊かなまちづくりを進めます。

また、土地区画整理事業などの整備が行われる地区を中心に、住民が身近に利用し親しみのもてるような公園などを整備します。

清武町域においては中央部に位置する清武町総合運動公園を周辺の環境との調和を図りつつ整備します。

住宅・宅地の整備

住宅市場の需要と供給のバランスに配慮しながら、総合的・計画的に事業を進めます。

公営住宅については、需要の的確な把握に努めるとともに、良好な住環境の形成と高齢化の進展に対応するため、老朽化した団地の建替えや居室の改善において、高齢者・障害者などに配慮した整備を進めていきます。

民間住宅については、良好な住宅地や身近な緑地の保全に努め、潤いのある住環境の形成を図ります。

また、中高層建築物の建設に対して、周辺の住環境に配慮し、秩序ある整備が図られるよう誘導し、その実現に努めます。

さらに、清武町域においては、需要動向を見ながら、沓掛・黒坂団地の建替えなどの公営住宅の整備を進めます。

生活道路・交通体系・総合交通網の整備

地域間の幹線道路ネットワークの強化による道路交通の円滑化と安全を図るため、幹線道路の整備促進に努めます。

県道については、宮崎北郷線などの主要地方道及び学園木花台本郷北方線や大久保木崎線などの一般県道の事業中区間の整備促進に努めるとともに、交通安全のための諸施策の推進にも努めます。

魅力ある市街地形成のための骨格となる都市計画道路及び安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備・改良を進めるとともに維持管理にも努めます。

また、高齢者、身体障害者等が移動しやすい交通バリアフリー化の推進を図り、移動

の利便性や安全性の向上を目指します。

あらゆる分野での広域化が進む中、道路網の整備や鉄道、バス交通などの公共交通機関における有機的な結びつきを強化し、総合的な交通体系の確立と交通網の整備に努めます。

上水道の整備

取水、浄水、配水施設等の上水道施設を計画的、効率的に整備します。

変動する水需要にも十分対応し、安全、良質な水を供給できるよう努めます。

また、宮崎市域と清武町域間の連絡管を整備し、安定した水の供給に努めるとともに、災害に強いライフラインの構築を進めます。

情報ネットワークの整備

地域交流の活性化の実現や地域間の情報格差を是正するために「地域の情報ネットワーク」を整備するとともに、全ての市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」行政サービスを利用できるよう、「市民と行政を結ぶ情報ネットワーク」を整備します。

清武町域においてケーブルテレビの拡充を推進するとともに、新市全域において、地域情報システム「サンシャインコミュニティシステム^{*1}」の整備や「電子市役所構築^{*2}」を進めます。

* 1 サンシャインコミュニティシステム：

ケーブルテレビ網等を利用し、キオスク端末（公共施設等に設置してある端末機）やインターネットから公共施設予約や図書検索・予約等のサービスが利用できるシステム

* 2 電子市役所構築：

事務事業の見直し・改善と効率化を進めるため、ITを積極的に取り入れ、市民のニーズに対応できる機能を備えた「電子市役所」の構築を行うものです。

- ・電子申請、届出・ICカード多目的利用・電子入札
- ・文書管理・地理情報・財務会計・マルチペイメントネットワークほか

(2) 主要事業

項目	内容
環境保全・エネルギー対策の充実	・恵まれた豊かな自然環境の保全と自然との共生の推進 ・エネルギーの省力化、効率化の推進 ・クリーンエネルギー利用に関する市民、事業者意識の啓発と利用の促進
廃棄物処理・リサイクル体制の整備	・一般廃棄物最終処分場の改修 ・ごみ分別、減量化及びリサイクル推進の市民への啓発
環境衛生の充実	・鼠、蚊、ハエ等の駆除の推進 ・犬の適正管理指導 ・合併処理浄化槽の普及

項目	内容
下水道の整備	・公共下水道の整備
景観形成の推進	・美しく魅力ある景観づくりの推進 ・緑豊かなまちづくりの推進 ・花のあふれるまちづくりの推進
市街地の整備	・狭あい道路の整備 ・土地区画整理事業
公園・緑地の整備	・清武町総合運動公園及び加納公園の整備 ・地域住民に身近な公園等の整備
住宅・宅地の整備	・ストック総合改善事業* ・沓掛及び黒坂団地建替事業
生活道路・交通体系・総合交通網の整備	・幹線町道の整備 ・街路の整備 ・丸目インター線新設事業 ・地方バス路線の存続支援及びコミュニティバスの運行支援
上水道の整備	・老朽管更新事業 ・鉛給水管取替事業 ・緊急連絡管整備事業
情報ネットワークの整備	・CATV整備事業 ・地域情報システム整備 ・電子市役所構築の推進

* スtock総合改善事業：

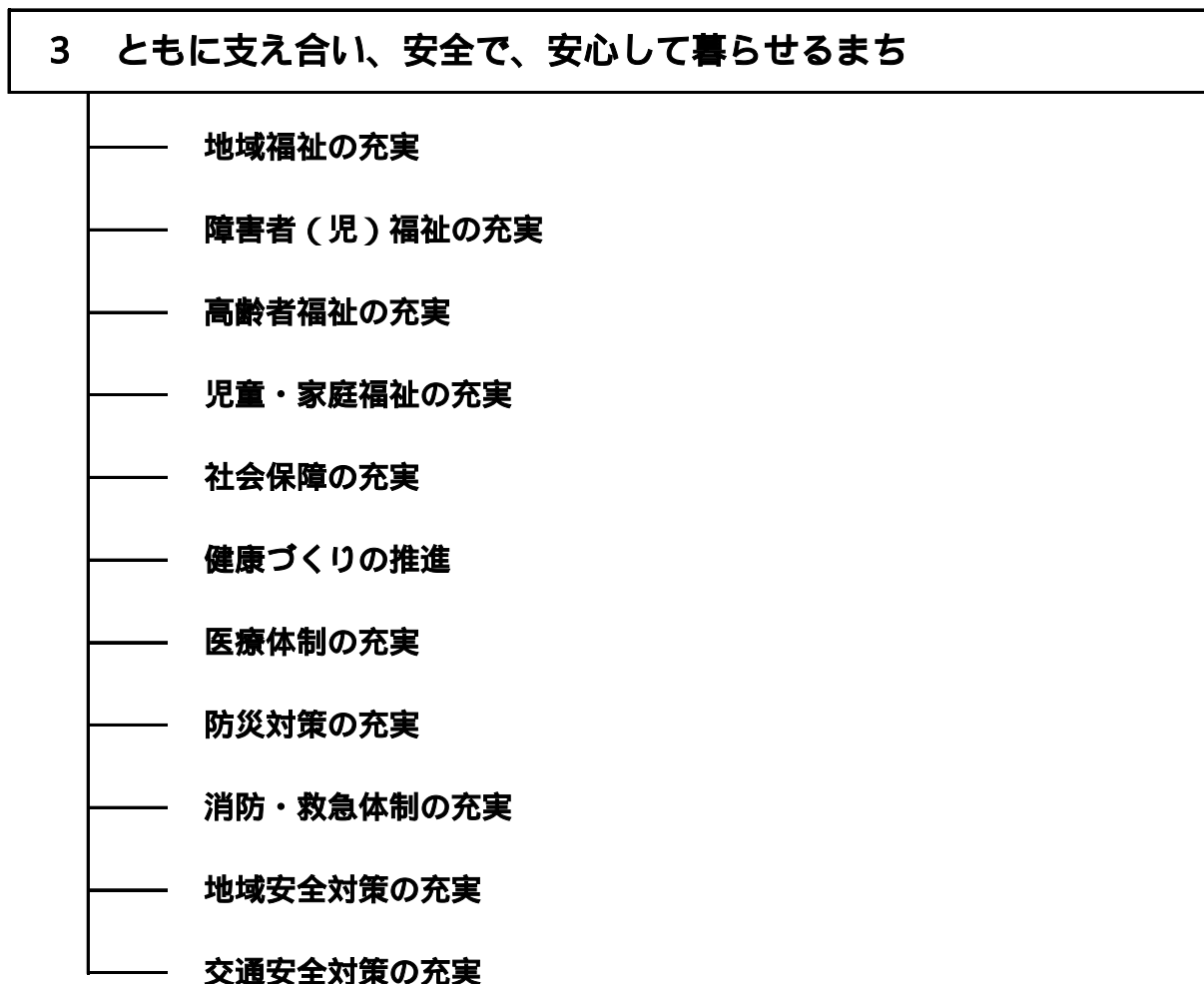
住宅を改修することで相当期間にわたって継続使用が可能なものについて、建て替えではなく改修することで延命を図る事業。

(3) 県の事業

事業名	事業概要
地方道路交付金事業	宮崎市 本郷北方～南方 中村木崎線 宮崎市 熊野 木花通線 清武町 清武南インター線 宮崎市 古城町 宮崎西環状線 宮崎市 竹ノ内 塩鶴木崎線 宮崎市 東宮 学園木花台本郷北方線 宮崎市 本郷北方 城ヶ崎清武線 清武町 谷の口 大久保木崎線 清武町 中野 宮崎北郷線
山内川総合流域防災事業	宮崎市 本郷 山内川

3 とともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

(1) 施策の方向（体系図）



地域福祉の充実

地域でだれもが安心して充実した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な各種サービスの充実を図ります。

地域住民やボランティアなどの参加・協力による支え合いのまちづくりを推進します。

高齢者や障害者など、だれもが社会参加できるように住環境の障壁を取り除き、人にやさしい環境づくりを推進します。

障害者（児）福祉の充実

障害者（児）がその有する能力及び適正に応じ、地域社会の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、ライフステージに応じた総合的な支援体制の整備に努めます。

高齢者福祉の充実

全ての高齢者が自らの力と社会の支援により、住み慣れた地域でいきいきと豊かに暮らせるよう、いきがい支援や介護予防及び生活支援サービスの充実を図ります。

清武町域においては、70歳以上の高齢者に対する敬老バスカの交付と65歳以上の高齢者に対する悠々パス券の購入助成を行う敬老バス事業を実施するほか、健康運動教室などの介護予防事業の充実に努めます。

児童・家庭福祉の充実

入所できる保育所の選択の幅が広がり、利便性が向上するとともに、保育サービスや子育て家庭支援の充実などの支援策を講じ、子どもを安心して育てることのできる環境の充実を図ります。

清武町域においては、多子世帯子育て支援医療費の助成を拡充するなど、子育て支援の充実に努めます。

社会保障の充実

全ての市民が、健康で安定した生活を送ることができるよう、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度等の適正な運営を図ります。

また、生活保護等の各種制度の適正な運用を図ります。

健康づくりの推進

市民の健康保持や増進を図るため、市民自らの健康づくりへの支援体制や保健事業の充実及び予防体制の充実を図り、併せて、地域保健に関する専門的かつ技術的な保健衛生サービスの向上を図るため、保健所機能の充実を図ります。

また、感染症等の危機管理に対し、健康危機管理体制の確立に取り組みます。

清武町域においては、市民の健康ニーズに的確に対応でき、充実した保健サービスを提供するために、清武町民保健センターを地域の拠点施設として位置づけ、さらに、宮崎大学医学部附属病院や宮崎市立田野病院などの医療関係施設等との連携を図ることにより、生涯にわたる健康づくりの総合的な支援を目指します。

医療体制の充実

地域の医療機関や宮崎市郡医師会等の関係団体との連携を図りながら、地域医療と初期救急医療の充実に努めるとともに、休日在宅当番医などの生活に密着した医療機関情報を市民へ分かりやすく提供します。

また、県立宮崎病院や宮崎大学医学部附属病院等の協力を得ながら、高度・特殊医療への対応も図るなど、市民が安心して良質かつ適切な医療サービスが享受できる体制の整備・充実を図ります。

防災対策の充実

災害時に市民の生命と財産を守るため、防災体制の強化、充実に努めます。

防災では、災害時に円滑な情報伝達がなされるよう、国の動向を見ながら防災行政無線設備の整備・充実に努めます。

また、安全で快適な市民生活を営むことができるよう、豪雨時における浸水被害などの軽減を図るための河川・排水路の整備や急傾斜地等の災害危険箇所の防災対策を進めます。

さらに、公共施設の耐震化・不燃化を推進するとともに、民間建築物の耐震化の促進を図るため耐震診断や補強などを実施するよう働きかけ、その実現に努めます。

清武町域においては、各種団体、機関と連携し防災訓練の実施など防災意識の高揚を図るとともに、災害時に機能する自主防災組織の結成及び育成に努めます。

また、民間業者による開発については、災害防止上の安全基準に確実に達するよう各種法令や条例に基づく指導・監督の徹底を推進します。

消防・救急体制の充実

消防・救急に関しては、昭和48年から広域消防業務（事務委託方式）を実施しており、さらに効果的な運用を図ります。

清武町域においては、火災予防の啓発活動や防火訓練等を通して、住民の防火対策に関する意識の高揚を図るとともに、消防団員の確保、防火水槽や小型動力ポンプ及び消防車両等の充実に努めます。

地域安全対策の充実

自治会が管理する防犯灯の維持管理費などに補助を行うなど、犯罪や事故のない安心して住めるまちづくりを、関係機関や団体等と連携して進めます。

清武町域においては、「こども110番・おたすけハウス」や声かけ運動の推進など積極的な防犯活動の展開に努めます。

交通安全対策の充実

交通事故の多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路については、交通災害から市民を守るため、交通安全対策を進めます。

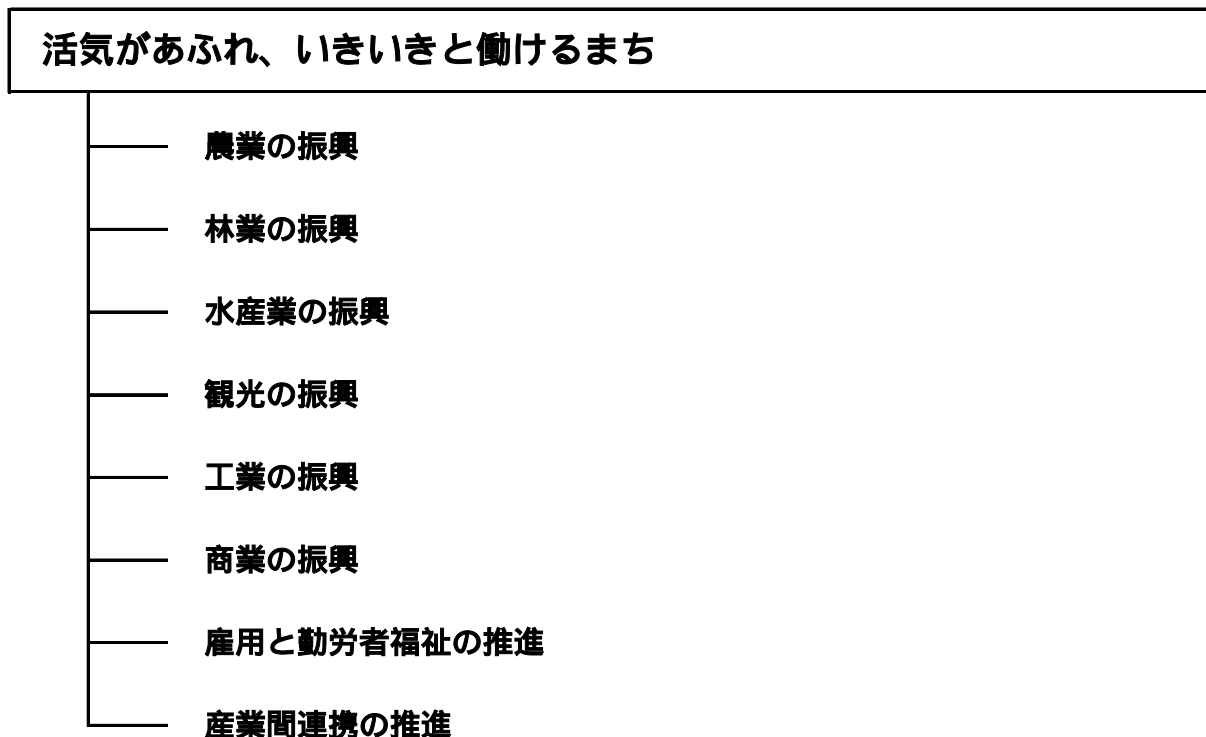
清武町域においては、安全を確保するため、既存のスクールゾーンやその他の危険箇所などについて、随時実態把握し見直しを行うとともに、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備を推進します。

(2) 主要事業

項目	内容
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・福祉のまちづくり整備事業の推進・地域の実情に応じた地域福祉の推進
障害者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス等の充実・就労、雇用対策等の充実・障害の早期発見、早期療育の支援
高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・敬老バスカ交付・悠々パス券購入助成・介護予防事業の充実・ふれあい会食会助成等の充実
児童・家庭福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・保育所運営費補助等保育の充実・多子世帯子育て支援医療費等の拡充・児童クラブ等の充実
社会保障の充実	<ul style="list-style-type: none">・介護保険制度の円滑な運営・国民健康保険加入者の特定健診・特定保健指導の推進
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・健康増進事業の充実・予防接種の実施・母子保健事業の充実・保健所機能の充実・健康危機管理体制の確立
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域医療・救急医療・災害時医療体制の充実・医療機関の指導監督及び医療相談体制の充実
防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線の整備・自主防災組織の育成・整備・排水路や急傾斜地の整備
消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・消防体制の効果的運用・消防団組織の充実
地域安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・防犯灯の維持管理の充実・安心して住めるまちづくりの推進
交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・交通安全施設の整備（案内標識、カーブミラー、ガードレール、区画線等）

4 活気があふれ、いきいきと働けるまち

(1) 施策の方向（体系図）



農業の振興

冬季温暖多日照の気象条件を活かし、野菜、果樹、花きの施設園芸をはじめ、水稲、露地作物、畜産の振興を図り、安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給に努めるとともに、「みやざきブランド」の確立・PRに努めます。

また、利用集積促進による農地の有効活用を図るとともに、農作業受託組織などの育成・強化、新規就農者や認定農業者、農業法人、集落営農組織などの多様な担い手の育成・確保を進めます。

一方、都市と農村の均衡の取れた田園都市地域として、適正な土地利用を図り、農村景観の保全に努めるとともに、農村生活環境の充実や豊かな地域資源の利活用に努めます。

更に、農地の区画整理をはじめ、農道や用排水施設などの生産基盤の整備、ハウスや畜舎等の生産施設の新設・改良、新技術の導入・普及を図ります。

なお、大淀川右岸地区土地改良事業の受益地においては、天神ダムから安定して供給される用水を活用し、従来からの露地作物を中心とした土地利用型農業と併せ、生産性、収益性の高い施設型農業の展開も図るとともに、農業生産基盤の整備、農業機械の導入を進め、意欲ある担い手の規模拡大を推進します。

林業の振興

活力ある林業の振興を図るため、森林の造成や林道等道路網の整備及び県産材の利用促進などを推進します。

また、心に安らぎと潤いを与え、災害から国土を守り快適で安全な生活環境を創造する森林づくりを進めます。

林業者、森林組合と一体となり、水源かん養、自然環境の保全など、森林資源の保護・育成を図り、保健休養機能など住民の憩いの場としての整備促進と併せ、荒廃林の解消に努めます。

水産業の振興

海面漁業については、水産資源の減少、魚価の低迷、漁業従事者の減少など多くの課題を抱えており、このような中で、活力ある漁業を展開していくため、つくり育て管理する漁業の推進、漁業後継者の育成、ブランドの確立に努めます。

また、内水面漁業の振興については、河川の水産資源の保護・増殖を図るために、稚魚や稚貝の放流に努めます。

観光の振興

豊かな自然や人情及び神話に加え、中世・近世の歴史を活用した観光資源の創出を図るとともに、観光を支える人材の育成、観光案内板の整備など、国内外からの観光客等の受け入れ態勢の充実を図ります。

また、清武町総合運動公園、生目の杜運動公園、宮崎県総合運動公園、田野運動公園、久峰総合公園などを活用したスポーツキャンプの誘致を行います。

清武町域においては、安井息軒旧宅を始めとする歴史的観光資源の回遊ルート整備のほか、体験型資源を活用した新たな観光ルートを構築します。

工業の振興

企業に対する優遇措置などにより、先端技術産業を中心とする企業誘致及び既存企業の育成を積極的に図るとともに、産学官連携のもと新事業・新産業創出の基盤づくりを行い、工業の活性化を促進します。

また、地場産品の宣伝紹介や販路拡大のため、県内外での物産展や工芸展等の開催を支援し、地場産業の振興を図ります。

清武町域においては、先端技術産業（半導体、医薬品、太陽電池）をはじめ、多くの製造業など立地していることから、既存企業間の交流や異業種交流を促進するとともに、技術水準の向上を図りながら新たな業務分野の展開に繋がるよう支援に努めます。

さらに、宮崎大学医学部などの宮崎学園都市の地域特性を活かし、今後成長が期待される福祉・健康・自然環境関連産業や少子高齢社会・情報化社会に対応できる企業の育成のための研究開発型企業の立地を促進し、雇用の場の拡大を図ります。

商業の振興

消費者ニーズの多様化に対応した魅力ある商店街づくりに努めるとともに、経営の近代化・情報化を促進し、地域の特性を活かした商業都市の実現を目指すため、各種商業振興施策の充実に努めます。

清武町域においては、商業拠点は豊かな消費生活の提供だけでなく、まちに賑わいと活気をもたらすことが期待されることから、清武町中央地区を清武町域の中心商業地域と位置づけ、さらに、加納地区及び新町地区の各商業拠点がそれぞれの特性を活かす観点から独自の振興施策を実施するとともに、魅力的な時間を提供する商業、サービス業の拠点となるよう努めます。

また、商工会など関係団体と連携しながら商業の振興を図ると同時に、商工会等が地域住民と一体となって実施するイベント事業や活力ある商店街活動を支援し、商店街の組織強化を図ります。

雇用と勤労者福祉の推進

企業や教育機関、国・県などの関係機関と連携を図りながら、宮崎の産業の担い手となる人材の育成や職業能力の開発を行うとともに、高齢者などの職業相談に応じることにより雇用の促進を図ります。

また、働き方が多様化する中で「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や勤労者福祉の向上を図るために、働く婦人の家や勤労青少年ホームにおける講座の充実に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業*の推進により、勤労者家庭の仕事と子育ての両立を図ります。

さらに、中小企業で働く勤労者の福祉の充実に努めるために、退職金制度への加入促進や福利厚生の上向上に努めます。

*ファミリー・サポート・センター事業：

勤労者が仕事と家庭を両立させながら働くことができるようにするための事業です。ファミリー・サポート・センターは、登録会員（育児の手助けをしてほしい依頼会員と育児の協力をしてくれる援助会員）で成り立ちます。依頼会員が残業や病気などで子どもを一時的に預かってほしいときに、センターが依頼の条件などに合う援助会員を紹介し、その援助会員が保育園・幼稚園などへの送迎や一時保育を行います。

産業間連携の推進

観光客を対象とした販売促進や大都市での物産展、プロスポーツのキャンプ地としての利点を活かした農林水産物のPR活動及び体験型観光の受け入れ体制づくりなど、農林水産業、観光業、商工業などが連携した事業を積極的に推進します。

(2) 主要事業

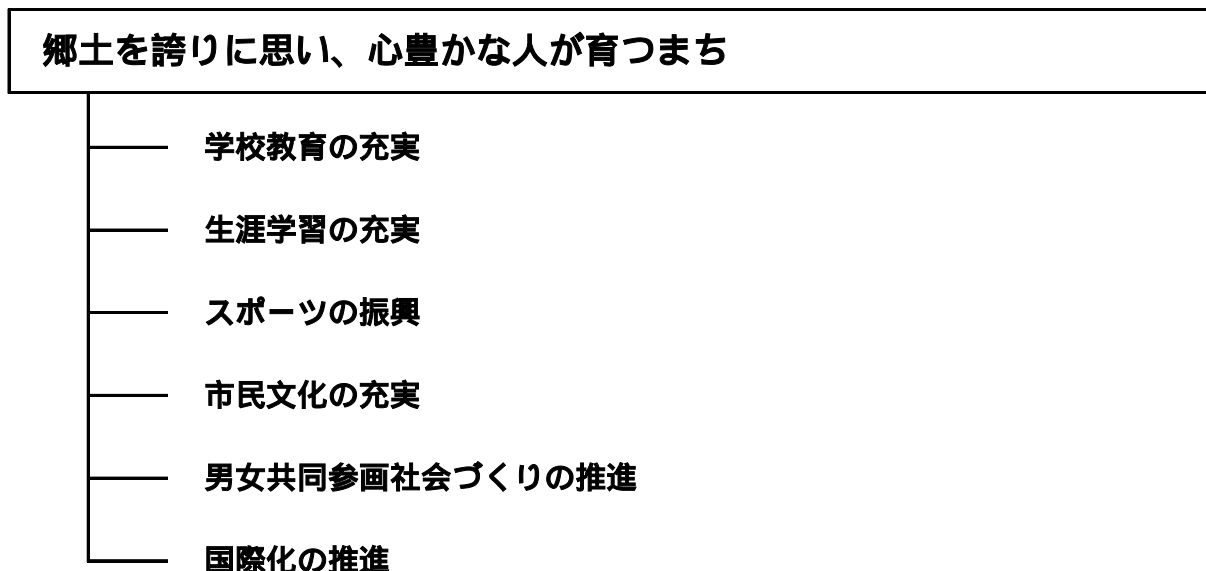
項目	内容
農業の振興	<ul style="list-style-type: none">・安全・安心で高品質な農畜産物の安定供給と「みやざきブランド」の確立とPR・新規就農者や認定農業者、農業法人、集落営農組織などの多様な担い手の確保・育成・農村景観の保全、農村生活環境の充実や豊かな地域資源の利活用・農地の区画整理や農道、用排水路施設等の生産基盤の整備・ハウスや畜舎等の生産施設の新設・改良並びに新技術の導入及び普及・大淀川右岸地区土地改良事業の天神ダムから安定して供給される用水を活用した営農の展開
林業の振興	<ul style="list-style-type: none">・森林の造成や林道及び作業路等の道路網整備・県産材の利用促進・林業担い手の育成確保・森林資源の保護・育成、憩いの場としての整備促進・荒廃林の解消
水産業の振興	<ul style="list-style-type: none">・つくり育て、管理する漁業の推進・漁業後継者の確保・育成・みやざきブランドの確立・水産資源の保護・増殖のための稚魚や稚貝の放流
観光の振興	<ul style="list-style-type: none">・豊かな自然環境と歴史資源の活用や観光ガイドボランティアの育成及び観光パンフレットの充実・スポーツイベント・キャンプの支援と誘致の促進・安井息軒旧宅等歴史観光の整備・四季を通じて花のある観光地としてのまちづくり・船引神楽等民俗芸能を活かした観光まちづくり
工業の振興	<ul style="list-style-type: none">・既存工業団地の企業育成のための支援・物産展や工芸展による地場産品の紹介と販路拡大
商業の振興	<ul style="list-style-type: none">・中心商業地域及び各商業拠点の活性化と商工関係団体運営の支援
雇用と勤労者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">・雇用情報の提供、職業能力の向上・開発の支援・就労支援拠点を中心とした勤労者福祉の向上・ファミリー・サポート・センター事業の推進
産業間連携の推進	<ul style="list-style-type: none">・大都市での物産展における農産物PRや観光PR・観光客を対象とした特産品のPR・プロスポーツのキャンプ地としての利点を活かした特産品のPR

(3) 県の事業

事業名	事業の概要
県営経営体育成基盤整備事業	清武町 中今泉地区
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	清武町 北今泉3期地区
県営畑地帯総合整備事業	宮崎市 さぎせ原地区

5 郷土を誇りに思い、心豊かな人が育つまち

(1) 施策の方向（体系図）



学校教育の充実

未来を担う人間性豊かな児童、生徒を育成するため、教育内容を充実させ、社会の変化に対応できる能力と創造性を培う教育の充実を図ります。

また、学校における食育の推進並びに体力の向上、健康の保持増進及び安全に関する指導などの充実も図ります。

清武町域においては、老朽化した校舎や体育館などの補修、改修を進めるとともに、情報化社会や国際社会に対応できる児童、生徒を育成するため、教育用コンピュータなどの充実に努めます。

生涯学習の充実

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、地域・家庭・学校との連携を図り、心豊かで活力ある地域づくりを進めるとともに、生涯学習の機会や場を提供することにより生涯学習事業の推進に努めます。

また、ボランティアやNPO法人など市民活動団体との連携や公立公民館を中心とした住民の企画運営への参画を推進し、地域と一体となった生涯学習の充実を図ります。

さらに、生涯にわたる学習活動を推進する生涯学習の理念に基づき、文化会館等の社会教育施設を拠点として、市民がだれでも自由に生涯学習に参加できる環境づくりを進めます。

清武町域においては、新たに中学校区内に公立公民館等の整備を図ります。

スポーツの振興

多様化する市民のスポーツニーズに対応するため、子どもから高齢者までの各世代がスポーツに親しめる環境の整備を図るとともに、世代間の交流を目的とした活動支援などスポーツの振興を図ります。

清武町域においては、清武町総合運動公園及び清武町民体育館を拠点に、「ひとり1スポーツ*」を奨励し、健康保持と増進のため日常的なスポーツ活動の推進を図ります。

*ひとり1スポーツ：

住民各自が最低1スポーツに親しむことを目標に自ら健康増進に努めること。

市民文化の充実

市民の文化芸術活動を積極的に推進するため、文化活動の拠点となる施設の整備を図ります。

また、地域の歴史、文化、民俗等を次世代に引き継ぐため、貴重な文化財や歴史的遺産の保護、活用に努めます。

清武町域においては、宮崎市民文化ホール等の文化施設と連携をとりながら、住民の文化芸術活動を積極的に推進します。

また、きよたけ歴史館などの文化財公開施設を活用し、有形、無形の文化財の保護啓発を行うとともに、安井息軒の顕彰にも努めます。

男女共同参画社会づくりの推進

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを、宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例をもとに推進します。

国際化の推進

近年の在住外国人や留学生、海外からの観光客の増加に対応し、「国際観光リゾート都市」にふさわしい国際交流事業の推進に努めます。

地域の特色を活かした国際交流を目指し、国際化への市民意識の向上を図るための啓発事業に取り組みます。

また、地域の文化を大切にしながら異文化を認め合うことのできる国際感覚豊かな人材を育成するために、海外派遣事業、文化・スポーツなどの交流イベントや各種講座の開催、国際交流情報の提供等の充実を図ります。

(2) 主要事業

項 目	内 容
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・清武小学校外壁等の改修、清武中学校校舎大規模改造・教育用コンピュータの充実・国際社会に対応できる人材の育成
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none">・大久保学習センター耐震等大規模改修事業・加納地域公民館整備事業・図書室の機能充実
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none">・清武町民体育館大規模改修工事・加納スポーツセンター改修工事
市民文化の充実	<ul style="list-style-type: none">・民俗芸能等の保存及び伝承・安井息軒の顕彰事業の推進・上猪ノ原遺跡の保存整備
男女共同参画社会 づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画社会づくり推進事業
国際化の推進	<ul style="list-style-type: none">・国際姉妹都市交流事業（国際交流派遣事業等）

6 県事業との関わり

新市は、合併後の新市域における一体感を高め、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るため、県と連携を密にしながら、宮崎・清武まちづくり計画に掲げられた施策・事業を総合的、計画的に実施していきます。

県は、新市の施策・事業と連携しながら、宮崎・清武まちづくり計画に掲げられた県事業の重点的な実施を行うなど、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。

また、新市の高次都市機能をさらに高め、県都としての役割を果たすための事業推進について、国・県を含め関係機関とともに協議していきます。

第4章 公共・公用施設の適正配置

公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、財政事情などを考慮して統合・整備を進めながら適正配置を図っていきます。

また、既存の公共施設の有効活用を図るため、新市域全体における施設間の情報ネットワーク化を推進します。

さらに、市民に身近なスポーツ・文化施設などについては、必要に応じて、施設の管理運営のNPO法人等への外部委託を進めます。

なお、公用施設については、保健所などの中核市機能を中心とした市民サービスの向上を図るために必要な整備を進めます。

第5章 財政計画

1 財政計画について

(1) 目的

財政計画は宮崎・清武まちづくり計画を推進していく上での、財政運営の指針となるものです。

財政計画の策定においては、合併に伴う財政支援措置や経費削減など合併に伴う主な影響を反映させるとともに、宮崎・清武まちづくり計画に盛り込まれた主要事業についても考慮しました。

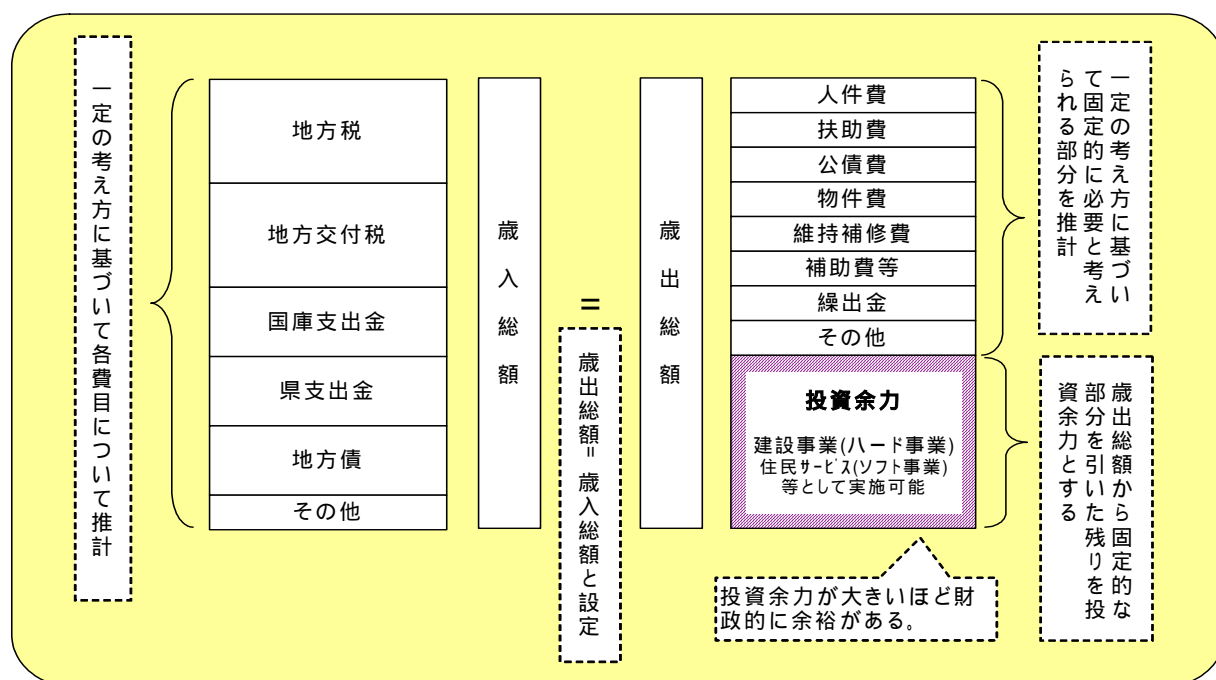
(2) 期間

平成22年度から平成31年度までとします。

(3) 推計の全体像

推計にあたっては、歳入総額 = 歳出総額と設定し、歳出総額から固定的に支出される部分を引き、様々なハード事業・ソフト事業として実施可能な事業費に相当する「投資余力」の部分を算出し、この投資余力の大きさを財政状況の判断材料としました。(下図参照)

また、平成18年度普通会計決算値をベースとするとともに、直近の予算の状況や行財政改革への取り組みなども考慮しました。



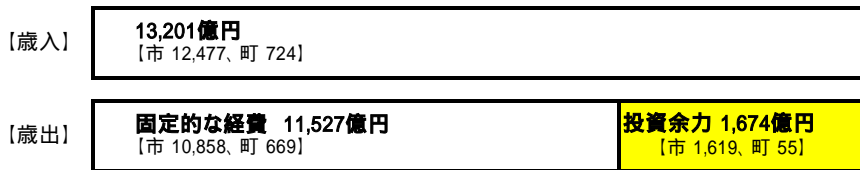
2 10年間のすがた

合併する場合の国、県からの財政支援等による歳入の増加、人件費、物件費の削減等による歳出の減少から、合併しない場合に比べて、投資余力が120億円増加します。

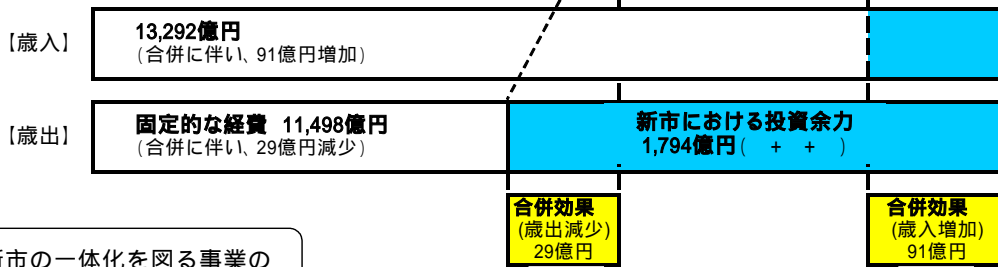
この投資余力の増加分は、新市の一体性を図るために、ハード事業・ソフト事業の充実に活用されることとなり、都市基盤等の整備水準や住民サービスの向上が図られます。

合併後10年間のすがた（平成22～31年度の10年間累計）

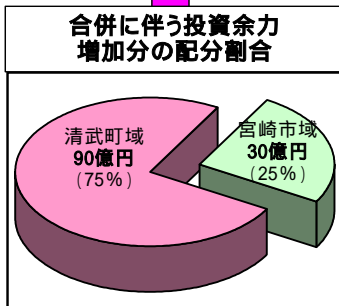
宮崎市と清武町が合併しない場合の単純合計



宮崎市・清武町の合併による新市



新市の一体化を図る事業の財源として活用



- ・下水道整備()
- ・道路整備 など



合併に伴い投資余力が増加
『合併効果』 = 120億円(+)

内訳

	項目	金額	増減	内容
歳出 29億円 減少	人件費	21億円	減	特別職、議員、職員の減少
	物件費	48億円	減	共通経費の削減等
	扶助費	30億円	増	清武町域の生活保護費・児童扶養手当の増加
	公債費	11億円	増	合併に伴う建設事業分の元利償還
	その他	1億円	減	積立金の減少
歳入 91億円 増加	地方交付税	6億円	増	合併補正の増加や合併算定替等に伴う増減
	国庫支出金 県支出金	33億円	増	県合併支援交付金の増加、生活保護費・児童扶養手当の増加等
	地方税	5億円	増	事業所税の増加
	地方債	45億円	増	合併に伴う建設事業の増加
	その他	2億円	増	繰入金の増加

()下水道整備については、35ページを参照。

財政計画

歳入

(単位:百万円)

	歳入総額	地方税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
平成22年度	137,758	50,818	24,792	19,880	5,511	16,942	19,814
23年度	136,075	51,265	24,709	20,097	5,540	16,328	18,137
24年度	134,897	50,633	24,986	20,242	5,488	16,329	17,218
25年度	134,231	50,432	25,094	20,293	5,515	15,693	17,204
26年度	134,436	50,234	25,169	20,263	5,479	15,782	17,509
27年度	133,167	50,134	24,787	20,240	5,444	14,922	17,640
28年度	131,583	49,934	24,662	20,222	5,461	13,137	18,167
29年度	129,916	49,734	24,397	20,229	5,471	12,906	17,179
30年度	129,414	49,615	24,082	20,214	5,524	12,659	17,320
31年度	127,714	49,496	23,723	19,956	5,308	12,109	17,122
10年間計	1,329,192						

歳出

(単位:百万円)

	歳出総額	人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	その他	投資余力
平成22年度	137,758	22,124	32,701	22,289	14,920	1,357	13,151	8,718	2,839	19,660
23年度	136,075	21,804	33,328	22,733	13,445	1,357	12,659	8,982	2,660	19,107
24年度	134,897	21,944	33,967	22,805	12,136	1,357	12,181	9,046	3,097	18,365
25年度	134,231	21,270	33,991	23,197	12,049	1,357	12,016	9,056	2,900	18,396
26年度	134,436	21,520	34,015	23,509	11,962	1,357	11,962	9,063	2,839	18,209
27年度	133,167	21,461	34,039	22,888	11,876	1,357	11,866	9,075	2,811	17,794
28年度	131,583	21,232	34,063	22,514	11,789	1,357	12,420	9,086	1,697	17,425
29年度	129,916	20,259	34,087	22,218	11,702	1,357	12,241	9,134	1,714	17,202
30年度	129,414	20,703	34,033	21,610	11,615	1,357	12,166	9,108	1,663	17,158
31年度	127,714	20,257	33,979	20,756	11,529	1,357	12,005	9,118	2,649	16,065
10年間計	1,329,192				1,149,812					179,380

四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

【参考】清武町における下水道整備計画（平成 22～31 年度）

3つの合併効果

建設コストの削減

新たな処理場の建設が不要となるため、合併しない場合に比べて、建設コストが20億円削減できます。

（合併しない場合 136 億円 合併した場合 116 億円 **20 億円の削減**）

建設期間の短縮

財政規模が大きくなるため、合併しない場合に比べて、建設期間が約29年短縮できます。

（合併しない場合 約39年 合併した場合 約10年 **約29年の短縮**）

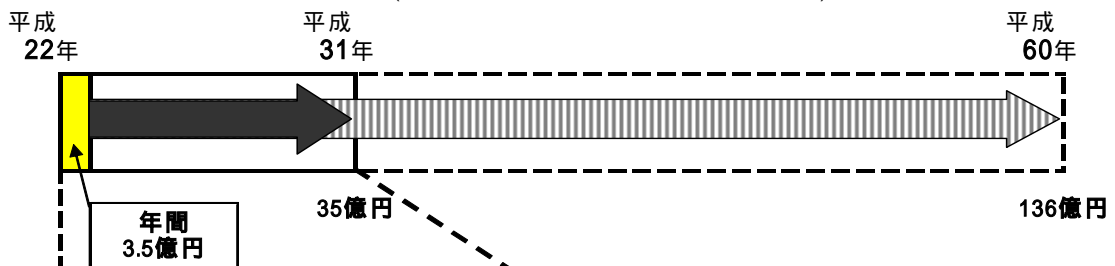
投資余力増加分の活用

普通会計の投資余力が90億円増加するため、その一部を下水道事業会計への繰出金に充てることにより、下水道整備等への増額投資ができます。

合併しない場合

総事業費：136億円

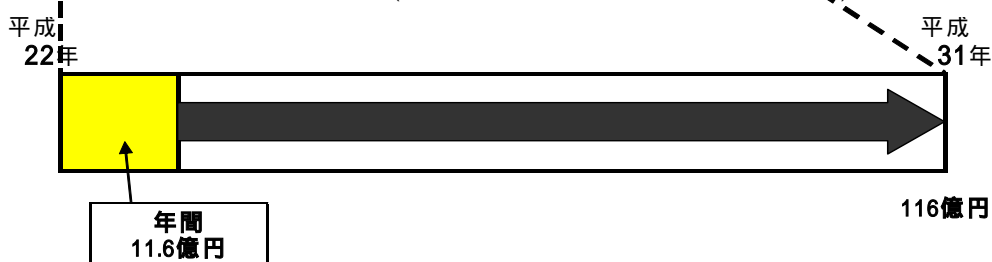
建設期間：約39年（年平均3.5億円で実施した場合）



合併した場合

総事業費：116億円

建設期間：約10年（年平均11.6億円で実施した場合）



付 属 資 料

宮崎・清武まちづくり計画
～ 新市基本計画 ～

宮崎・清武合併協議会

目 次

1	合併の背景と意義	
	(1) 生活圏の広域化	付 1
	(2) 時代に合った行財政運営	付 2
	(3) 合併の効果	付 3
2	市町の概況	
	(1) 位置・地勢	付 4
	(2) 生活圏	付 6
	通勤圏	
	通学圏	
	(3) 土地利用	付 7
	(4) 人口・世帯	付 9
	(5) 就業構造	付 11
	(6) 産業構造	付 12
	総生産	
	農 業	
	工 業	
	商 業	
	(7) 生活基盤	付 19
	道 路 (市町道)	
	上水道等	
	下水道等	
	(8) 広域行政	付 22

1 合併の背景と意義

(1) 生活圏の広域化

私たちの生活は、価値観の変化や情報技術（IT）の進歩によって生活様式が多様化するとともに、道路交通網や都市基盤の整備による交通の利便性の向上から通勤や買い物、余暇活動等での行動範囲が広域化しています。

この変化の中で、例えば、居住地と勤務地が異なる場合には、住民票の交付や施設の利用が不便であるなどの課題が生じています。これらは、生活様式が多様化や生活圏の広域化、さらには、市町村の行政サービスの内容やまちづくりの方針の違いが大きな要因となっていると考えられます。

これらの対策には、従来、広域行政*等によって対処していますが、より迅速に、よりの確に対応するためには、生活圏と行政区域が一体となることが望ましいと考えられています。

* 広域行政：

2つ以上の地方公共団体の区域を越えて、行政事務を広域的に処理すること。消防に関する事務（広域消防）や夜間急病センターの共同運営、介護認定審査会の運営等を広域で取り組んでいます（当付属資料のP22参照）。

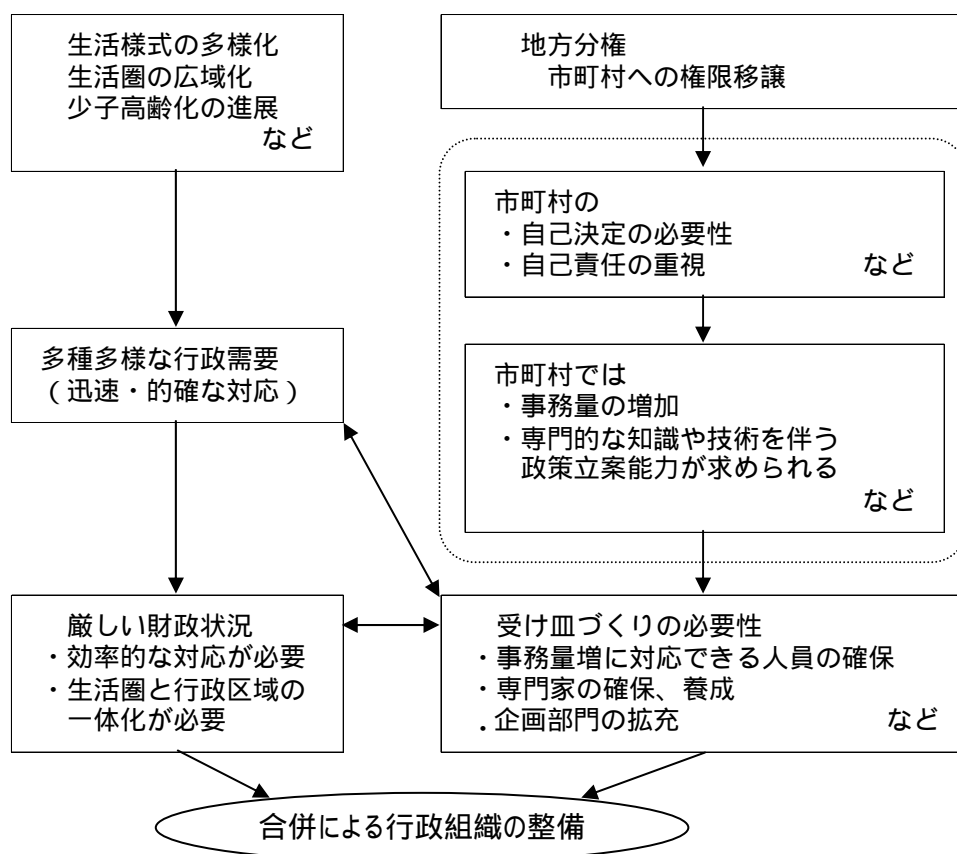
(2) 時代に合った行財政運営

景気の先行きが読めず不安定な経済状況の中、国と地方の財政はかなり厳しい状況にあり、今後も財政状況が好転する見込みは薄いと考えられ、宮崎市と清武町においても、財政状況が年々厳しくなっています。

一方、少子高齢化の進展によって、今後、福祉や保健・医療に対する行政需要はますます増加することが予想されます。

また、地方分権がこれからさらに進む中で、行政サービスに関する権限は、住民に身近な市町村に対してさらに移譲されていきます。このため、市町村は自己決定と自己責任のもと、従来以上に専門性を備えた行政体制の確立、行政能力の向上が求められることとなります。

合併の背景



以上のような背景から、住民ニーズに対して迅速・的確に対応するとともに、一定水準の行政サービスを効率的に提供し、同一の生活圏内で行政サービスの格差が生じないようにしていくために、市町村合併がその有効な手段と考えられています。

(3) 合併の効果

市町村合併の効果として、

各種の行政サービスや公共施設の利用等が広域的になること（利便性の向上）
専任職員や専門部署の設置等が可能になり高度かつ多様な行政サービスが提供されるようになること

行政サービスの内容が充実するとともに、安定的に提供されること

広域的な視点に立ったまちづくりが可能となること

行政組織の合理化や公共施設の広域的な配置の調整等によって、限られた財源の中で、既存資源の有効活用により、効率的な行政運営が図られること

などが期待されています。

このほか、宮崎市と清武町が合併する場合、特に、宮崎市が中核市*であることから、清武町域では、行政能力の向上、中核市としてのイメージアップにつながると考えられます。

また、公共下水道などの社会基盤の整備や小中学校での教育施設の充実が考えられます。一方、宮崎市においても、清武町域に位置する高等教育機関や工業団地、豊かな自然や田園環境などを生かし、高次都市機能の充実とやさしくあたたかみのある生活空間の拡大が期待されます。

* 中核市：

中核市は都道府県からの権限移譲により、市民生活に関係の深い福祉、保健衛生、都市計画、環境保全などの幅広い分野の事務権限が拡充され、市民に身近なところ（市役所）でこれまで以上にきめ細かな施策の展開が可能です。

< 権限移譲例 >

- ・ 保健所の設置
- ・ 飲食店営業等の許可
- ・ 保育所、特別養護老人ホームなどの設置許可、指導監督
- ・ 診療所、助産所の開設許可
- ・ 身体障害者手帳の交付

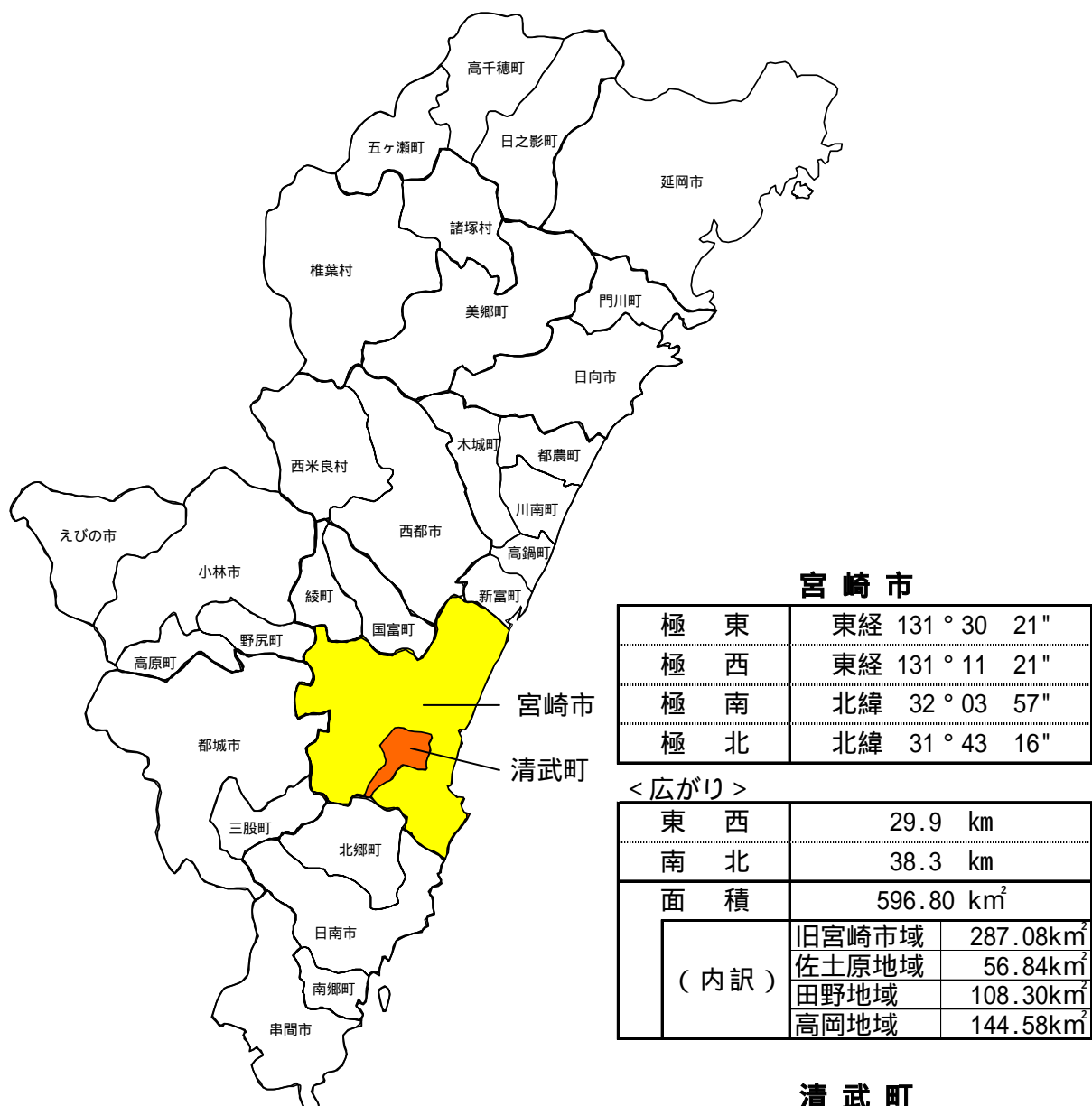
など

2 市町の概況

(1) 位置・地勢

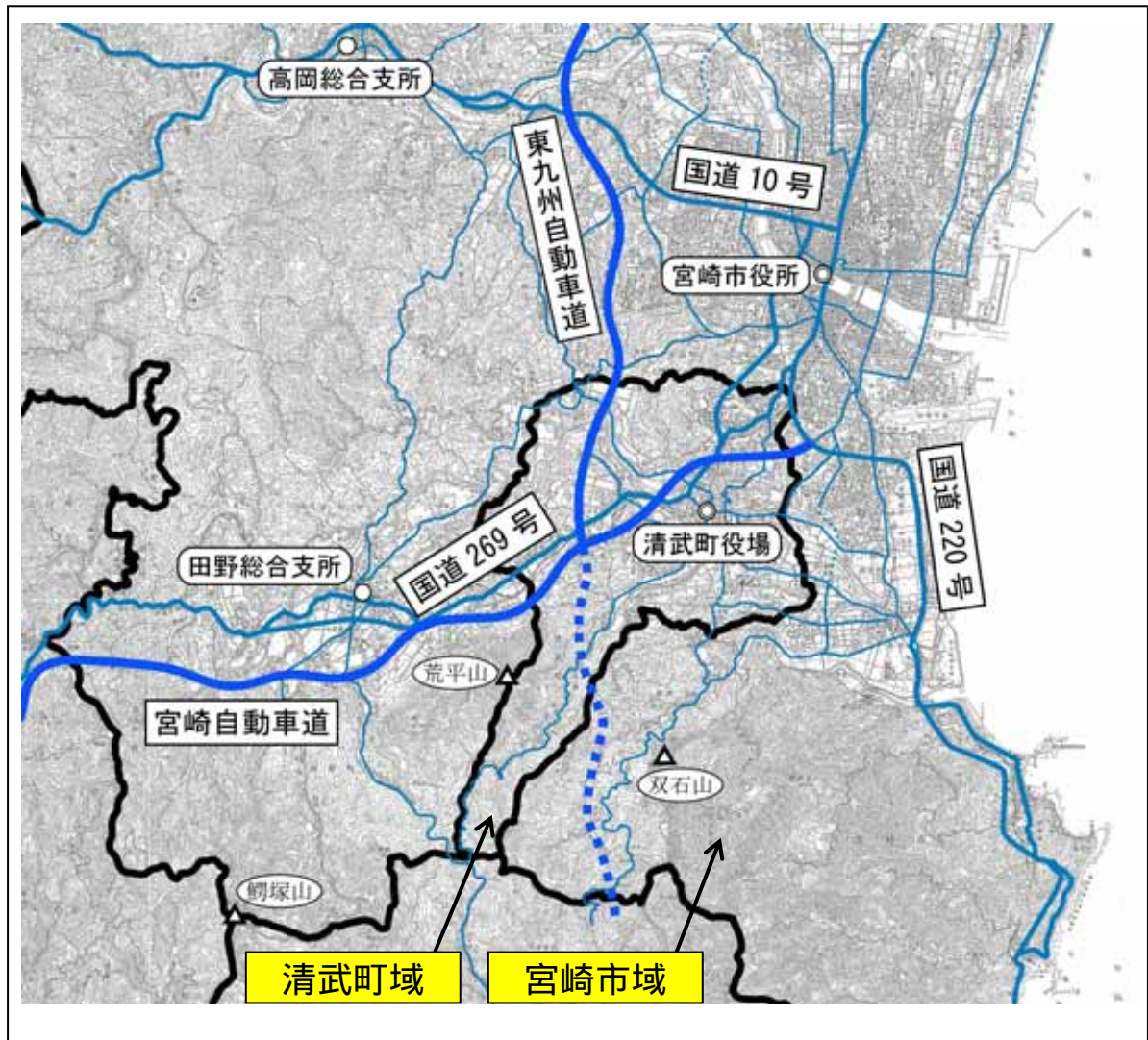
宮崎市域、清武町域は、九州の東南部、宮崎県の中南部に位置します。

東は日向灘に面し、北は新富町・西都市・国富町・綾町、西は野尻町・都城市・三股町、南は北郷町と日南市に接しています。



地形をみると、当地域は南部に荒平山や双石山が横たわり、西南に鱈塚山（標高1,118m）がそびえています。

一方、両市町には国道269号線その他、宮崎自動車道や東九州自動車道が通っており、かつ両市町が宮崎インターチェンジや清武インターチェンジ等を有していることから、交通の利便性が高い地域ともなっています。



(2) 生活圏

通勤圏

通勤圏の状況をみると、清武町に住む 15 歳以上就業者のうち 6,442 人（45.5%）が宮崎市内に通勤しています。

一方、宮崎市に住む 15 歳以上就業者においては、5,382 人（3.1%）が清武町内に通勤しています。

< 通勤者の状況（平成17年国勢調査）> （単位：人）

	総数	旧宮崎市へ	旧佐土原町へ	旧田野町へ	旧高岡町へ	宮崎市へ	清武町へ
旧宮崎市から （構成比）	146,338	129,581 (88.5%)	2,509 (1.7%)	658 (0.4%)	1,004 (0.7%)	133,752 (91.4%)	4,583 (3.1%)
旧佐土原町から （構成比）	16,575	4,969 (30.0%)	8,884 (53.6%)	18 (0.1%)	69 (0.4%)	13,940 (84.1%)	148 (0.9%)
旧田野町から （構成比）	5,982	1,255 (21.0%)	22 (0.4%)	3,832 (64.1%)	70 (1.2%)	5,179 (86.6%)	521 (8.7%)
旧高岡町から （構成比）	6,060	1,781 (29.4%)	69 (1.1%)	38 (0.6%)	3,393 (56.0%)	5,281 (87.1%)	130 (2.1%)
宮崎市から （構成比）	174,955	137,586 (78.6%)	11,484 (6.6%)	4,546 (2.6%)	4,536 (2.6%)	158,152 (90.4%)	5,382 (3.1%)
清武町から （構成比）	14,170	5,847 (41.3%)	104 (0.7%)	381 (2.7%)	110 (0.8%)	6,442 (45.5%)	7,069 (49.9%)

資料）平成 17 年国勢調査（宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。）

通学圏

同様に、通学圏の状況をみると、清武町に住む 15 歳以上通学者のうち、1,368 人（52.0%）が宮崎市内に通学しています。

宮崎市に住む 15 歳以上通学者においては、497 人（2.4%）が清武町に通学しています。

< 通学者の状況（平成17年国勢調査）> （単位：人）

	総数	旧宮崎市へ	旧佐土原町へ	旧田野町へ	旧高岡町へ	宮崎市へ	清武町へ
旧宮崎市から （構成比）	17,543	16,467 (93.9%)	151 (0.9%)	74 (0.4%)	1 (0.0%)	16,693 (95.2%)	398 (2.3%)
旧佐土原町から （構成比）	1,609	816 (50.7%)	522 (32.4%)	9 (0.6%)	0 (0.0%)	1,347 (83.7%)	46 (2.9%)
旧田野町から （構成比）	808	347 (42.9%)	10 (1.2%)	394 (48.8%)	0 (0.0%)	751 (92.9%)	28 (3.5%)
旧高岡町から （構成比）	551	311 (56.4%)	16 (2.9%)	5 (0.9%)	114 (20.7%)	446 (80.9%)	25 (4.5%)
宮崎市から （構成比）	20,511	17,941 (87.5%)	699 (3.4%)	482 (2.3%)	115 (0.6%)	19,237 (93.8%)	497 (2.4%)
清武町から （構成比）	2,630	1,312 (49.9%)	24 (0.9%)	32 (1.2%)	0 (0.0%)	1,368 (52.0%)	1,215 (46.2%)

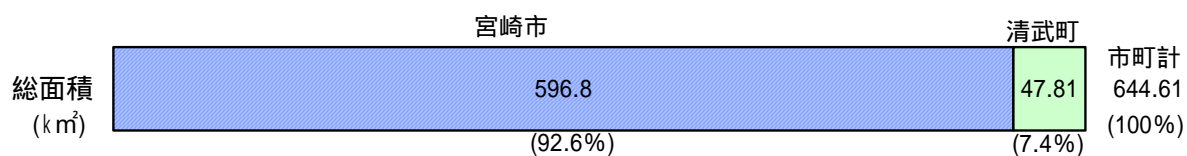
資料）平成 17 年国勢調査（宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。）

(3) 土地利用

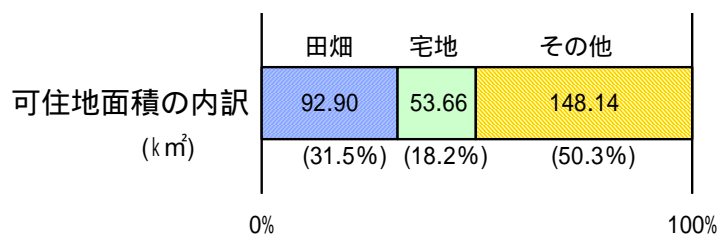
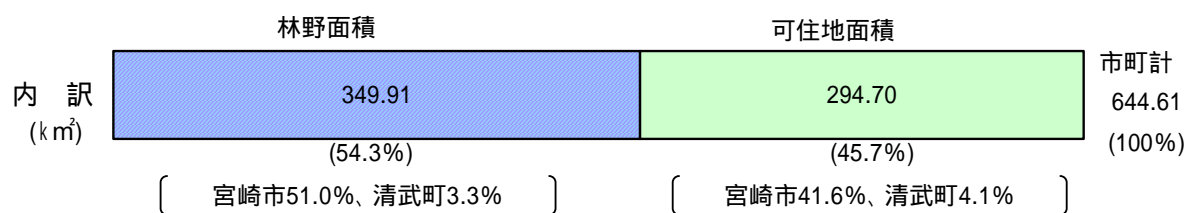
総面積は、宮崎市域が 596.80 k m²、清武町域が 47.81 k m²、両市町計で 644.61 k m² となっており、清武町の構成比率は、両市町計の 7.4% に当たります。

土地利用については、両市町計の 54.3% が林野であり、可住地は 45.7% となっています。また、宅地は可住地の 18.2% を占めています。

面積



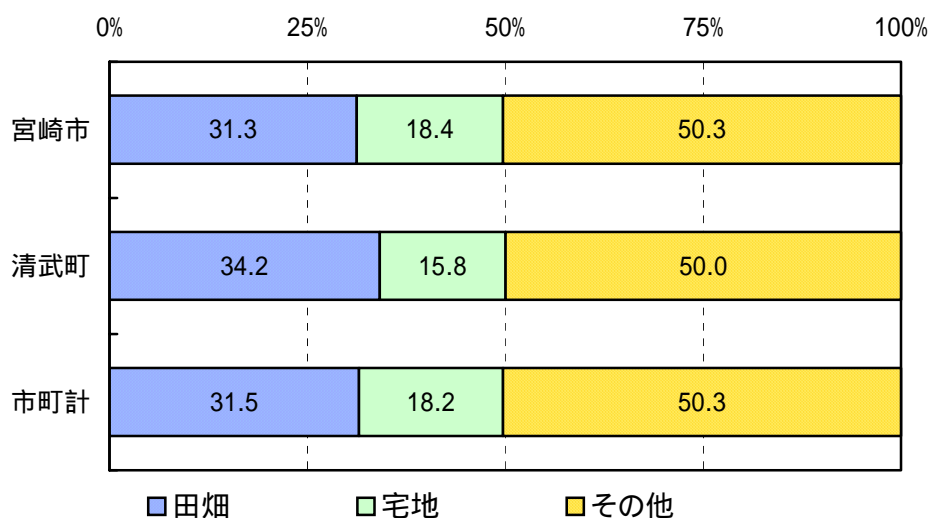
土地利用



市町別の可住地面積の内訳をみると、清武町は宮崎市に比べて田畑面積が2.9%高く、宅地面積が2.6%低くなっています。

両市町計における田畑面積、宅地面積の割合は、宮崎市とほぼ同じ割合となっています。

市町別の可住地面積の内訳



資料)「統計からみた宮崎県のすがた 2007」

(宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注1:「総面積」は平成17年10月1日現在。国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」

注2:「林野面積」は平成17年2月1日現在。農林水産省統計情報部「2005年農林業センサス」

注3:「可住地面積」は平成17年10月1日現在。総面積 - 林野面積 - 主要湖沼面積

注4:「田面積」「畑面積」は平成17年7月15日現在。九州農政局宮崎統計・情報センター「平成17年産普通作物統計」

注5:「宅地面積」は平成18年1月1日現在。固定資産税課税状況調(非課税地積 + 課税地積)

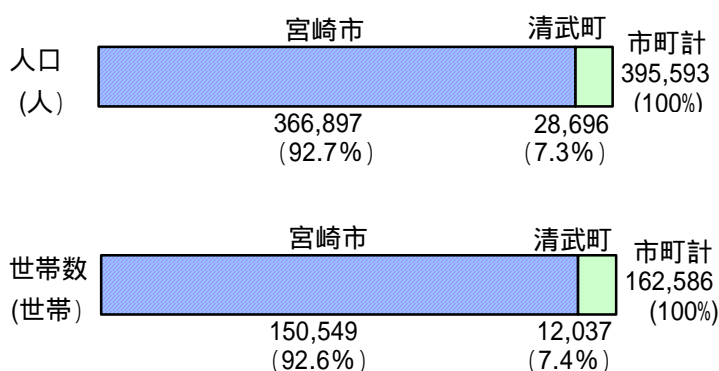
注6:「その他」=「可住地面積」-「田面積」-「畑面積」-「宅地面積」

(4) 人口・世帯

平成 17 年国勢調査の人口をみると、宮崎市が 366,897 人、清武町が 28,696 人、両市町計で 395,593 人となっており、清武町の構成比率は、両市町計の 7.3%に当たります。

また、世帯数は宮崎市が 150,549 世帯、清武町が 12,037 世帯、両市町計で 162,586 世帯となっており、清武町の構成比率は、両市町計の 7.4%に当たります。

人口及び世帯数

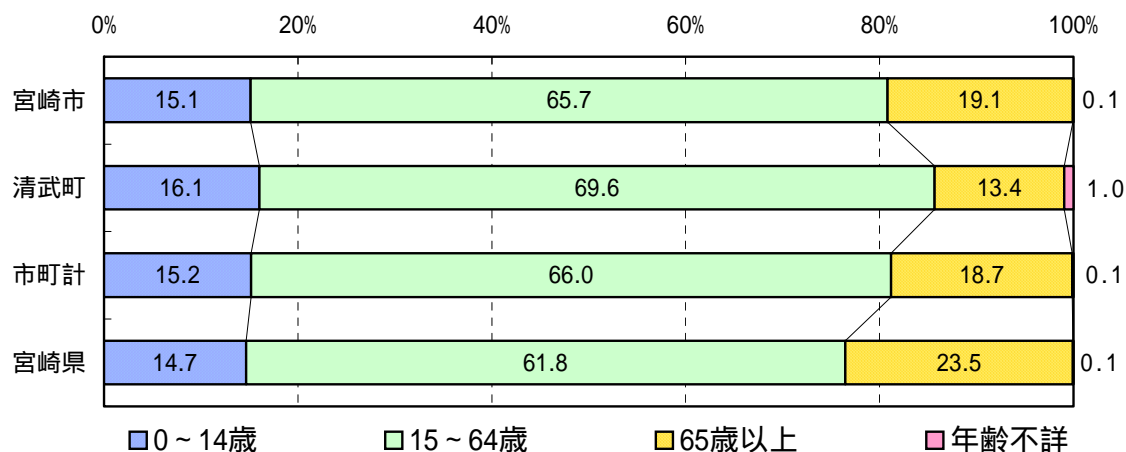


資料) 平成 17 年国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。) 国勢調査は 10 月 1 日現在のデータ (以下同じ。)

また、平成 17 年における市町別の年齢 3 区分別の構成比をみると、高齢化率 (65 歳以上人口の割合) は、宮崎市が 19.1%、清武町が 13.4%と宮崎市に比べて 5.7%低くなっています。このため、両市町計における高齢化率は 18.7%で、宮崎市の高齢化率より 0.4%低くなっています。

なお、宮崎県全体と比べると、両市町及び両市町計ともに低い状況にあります。

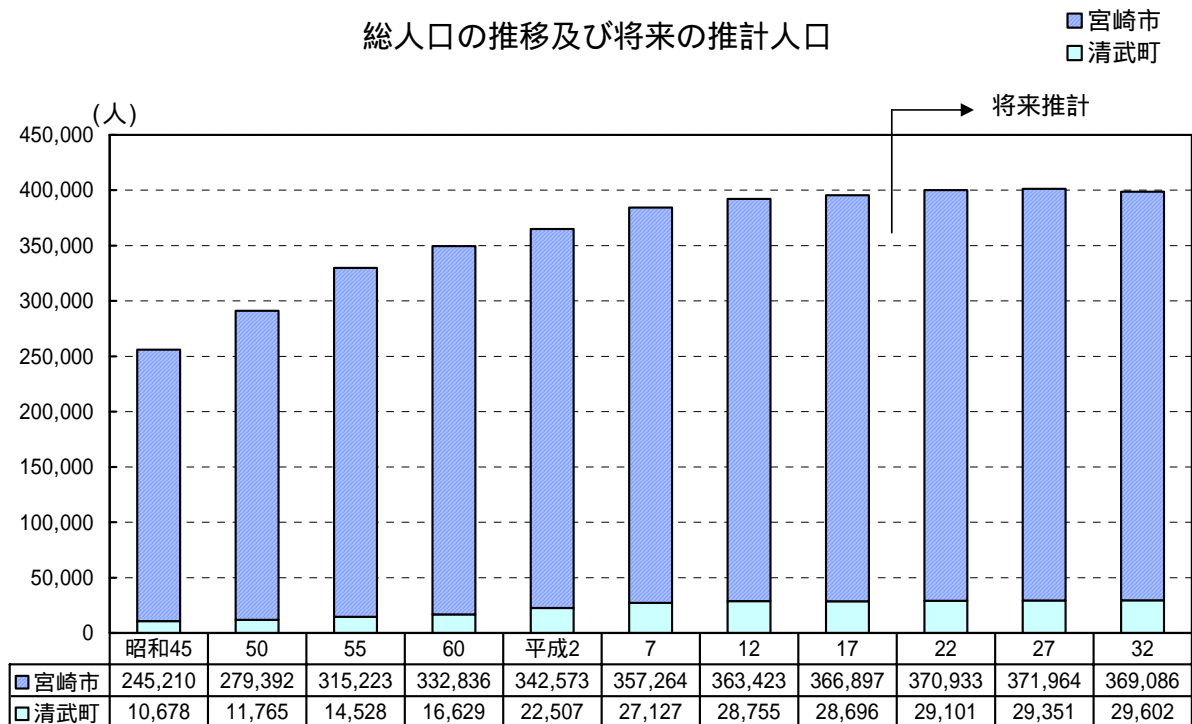
人口の市町別年齢 3 区分別構成比



資料) 平成 17 年国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

昭和 45 年から平成 17 年までの人口の推移をみると、両市町とも増加傾向で推移していますが、両市町が独自に推計した平成 22 年以降の人口推計においては、宮崎市が平成 27 年をピークに減少、清武町は微増傾向となっています。

総人口の推移及び将来の推計人口

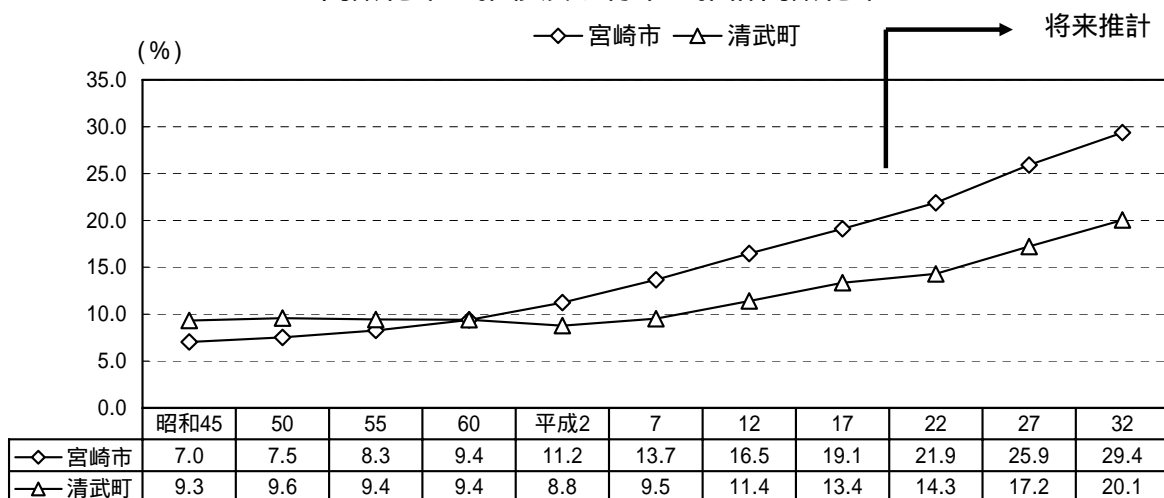


資料) 平成 17 年までは国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。) 平成 22 年以降は、市町それぞれの独自推計。

高齢化率は、宮崎市は上昇傾向で推移し、一方、清武町は平成 2 年まで低くなる傾向にありましたが、平成 7 年より上昇傾向になっています。

また、平成 22 年以降の両市町独自の推計値でも、ともに上昇傾向となっています。

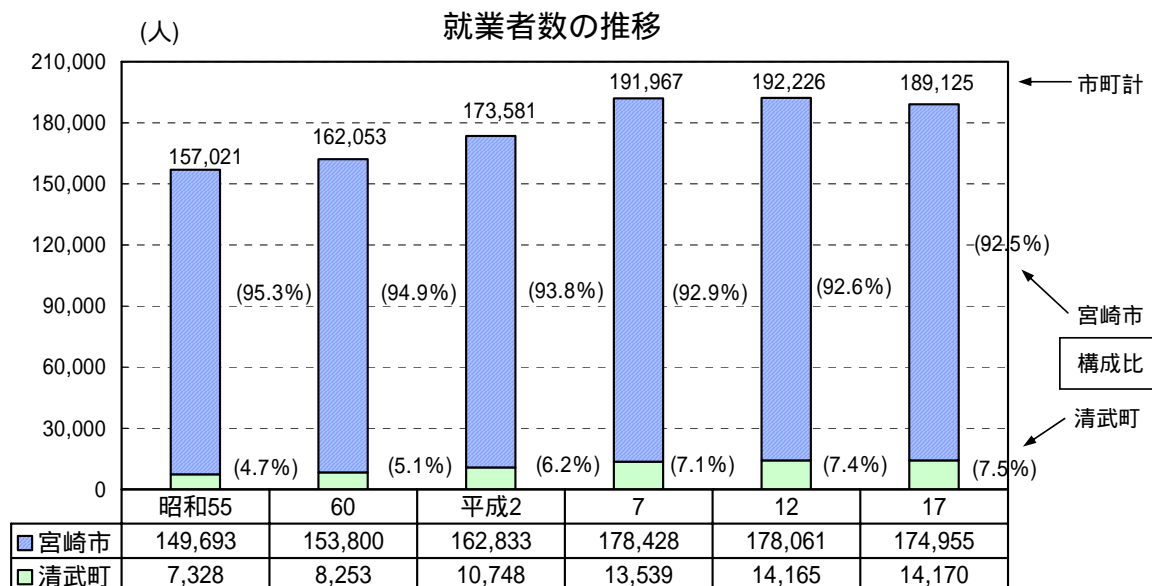
高齢化率の推移及び将来の推計高齢化率



資料) 平成 17 年までは国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。) 平成 22 年以降は、市町それぞれの独自推計。

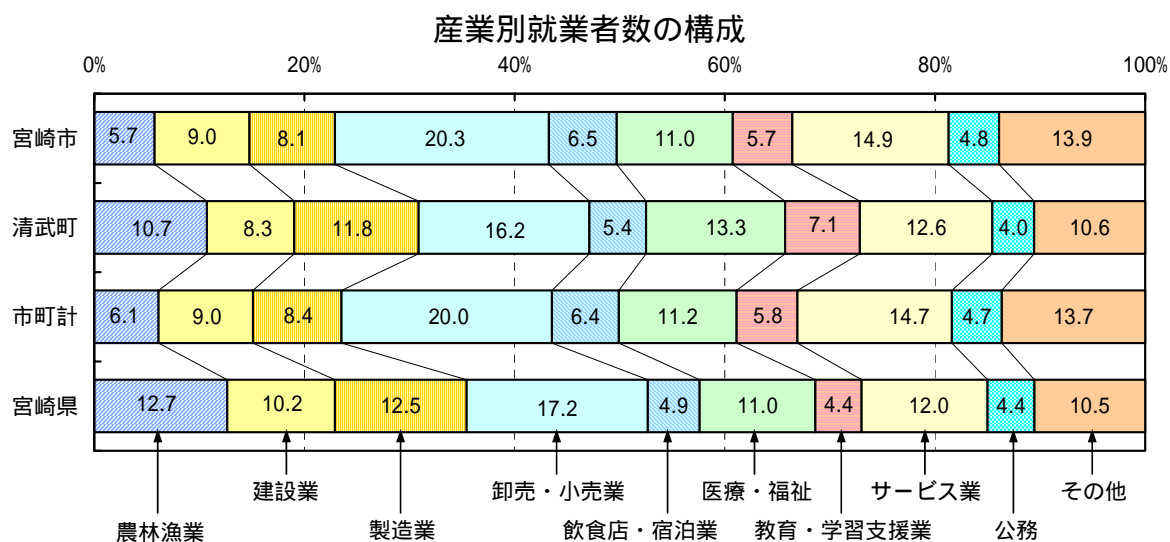
(5) 就業構造

就業者数の推移をみると、両市町ともに増加傾向で推移しています。平成 17 年では宮崎市が 174,955 人、清武町が 14,170 人、両市町計で 189,125 人となっており、清武町の構成比率は、両市町計の 7.5%に当たります。



資料) 国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

また、平成 17 年の産業別就業者数の構成をみると、清武町は、農林漁業、製造業の構成比率が宮崎市と比べて高い割合になっており、一方、卸売・小売業、サービス業においては宮崎市と比べて低い割合になっています。

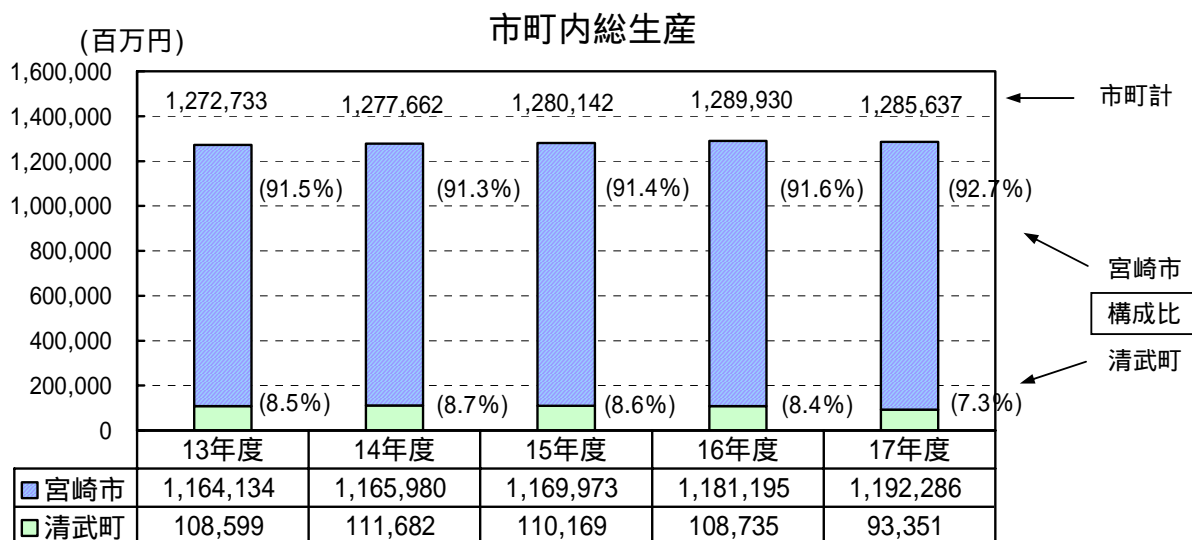


資料) 平成 17 年国勢調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

(6) 産業構造

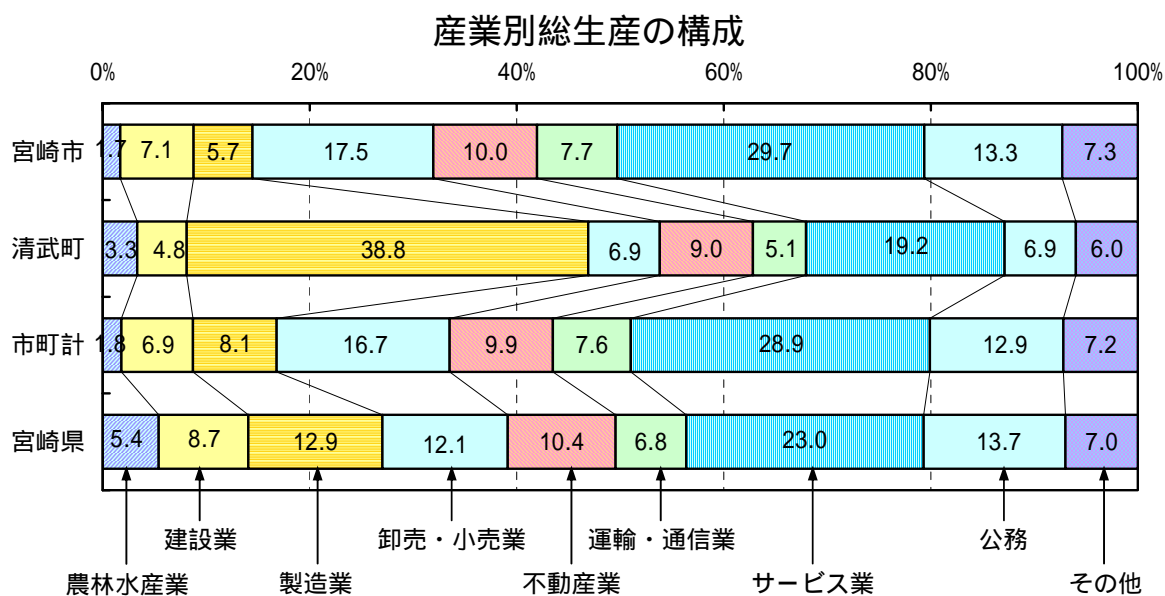
総生産

最近の市町内総生産額をみると、宮崎市は微増傾向、清武町は平成14年度をピークに減少傾向で推移しています。平成17年度では宮崎市が1兆1,922億8,600万円、清武町が933億5,100万円、両市町計で1兆2,856億3,700万円となっており、清武町の構成比率は、両市町計の7.3%に当たります。



資料) 宮崎県の市町村民所得(宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

平成17年度の産業別総生産の構成についてみると、宮崎市では「サービス業(29.7%)」や「卸売・小売業(17.5%)」が、清武町では「製造業(38.8%)」や「サービス業(19.2%)」が高い割合を占めています。このため、両市町計における製造業の割合は宮崎市の値より2.4%高くなります。



資料) 平成17年度宮崎県の市町村民所得(宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

農業

農業の状況をみると、専業農家数については両市町とも減少傾向で推移しており、平成17年では宮崎市が2,133戸、清武町が275戸、両市町計で2,408戸となっており、清武町の構成比率は、両市町計の11.4%に当たります。

また、基幹的農業従事者数についても両市町ともに減少傾向にあり、平成17年では宮崎市が8,211人、清武町が1,263人、両市町計で9,474人となっており、清武町の構成比率は、両市町計の13.3%に当たります。

さらに、経営耕地面積についても両市町ともに減少傾向にあり、平成17年では宮崎市が576,580a、清武町が84,578a、両市町計で661,158aとなっており、清武町の構成比率は両市町計の12.8%に当たります。

専業農家数、基幹的農業従事者数及び経営耕地面積の推移

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
専業農家数 (単位: 戸、%)						
宮崎市	2,942 (87.8)	2,886 (88.1)	2,881 (88.0)	2,586 (88.9)	2,187 (89.2)	2,133 (88.6)
清武町	409 (12.2)	391 (11.9)	394 (12.0)	324 (11.1)	265 (10.8)	275 (11.4)
市町計	3,351 (100.0)	3,277 (100.0)	3,275 (100.0)	2,910 (100.0)	2,452 (100.0)	2,408 (100.0)
基幹的農業従事者数(単位: 人、%)						
宮崎市	12,834 (86.6)	12,267 (86.4)	10,891 (86.1)	10,278 (87.2)	8,827 (86.5)	8,211 (86.7)
清武町	1,991 (13.4)	1,927 (13.6)	1,765 (13.9)	1,507 (12.8)	1,377 (13.5)	1,263 (13.3)
市町計	14,825 (100.0)	14,194 (100.0)	12,656 (100.0)	11,785 (100.0)	10,204 (100.0)	9,474 (100.0)
経営耕地面積 (単位: a、%)						
宮崎市	899,343 (88.3)	825,441 (88.2)	784,918 (87.9)	728,745 (87.8)	674,645 (87.5)	576,580 (87.2)
清武町	119,500 (11.7)	110,940 (11.8)	107,857 (12.1)	100,898 (12.2)	96,713 (12.5)	84,578 (12.8)
市町計	1,018,843 (100.0)	936,381 (100.0)	892,775 (100.0)	829,643 (100.0)	771,358 (100.0)	661,158 (100.0)

資料) 農業センサス、世界農林業センサス

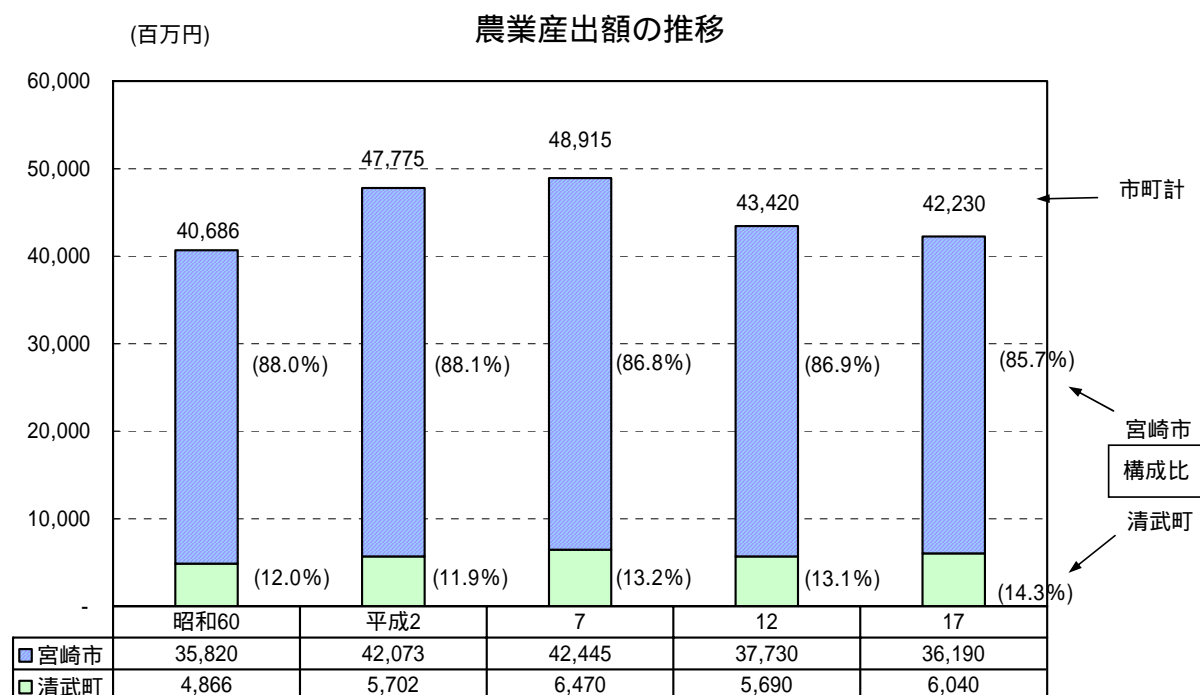
(宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注1: 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち、仕事が主の人
(普段仕事として主に農業に従事している人)

注2: 経営耕地面積は田、畑、樹園地の合計

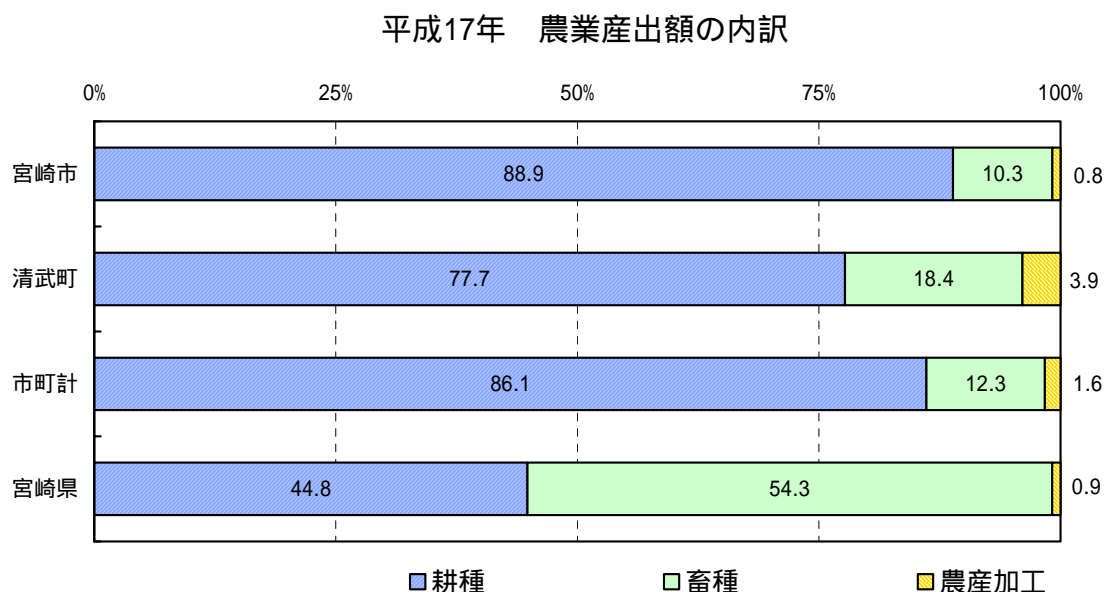
また、農業産出額をみると、宮崎市は平成7年をピークに山型で推移し、清武町は平成7年をピークに増減を繰り返しています。

平成17年では宮崎市が361億9,000万円、清武町が60億4,000万円、両市町計で422億3,000万円となっており、清武町の構成比率は、両市町計の14.3%に当たります。



資料) 宮崎農林水産統計年報 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

平成17年の農業産出額の内訳をみると、清武町においては畜産が18.4%と、宮崎市に比べて8.1%高い構成比率となっています。このため両市町計における畜産の割合は、宮崎市の値より2.0%高くなっています。



なお、平成17年の農産物別産出額順位は、宮崎市が「きゅうり」、「米」、「肉用牛」の順、清武町が「きゅうり」、「葉たばこ」、「肉用牛」の順となっています。

平成17年 個別農産物順位

順位	宮崎市			清武町		
	農産物	産出額 (百万円)	構成比 (%)	農産物	産出額 (百万円)	構成比 (%)
1	きゅうり	5,740	15.9	きゅうり	860	14.2
2	米	3,970	11.0	葉たばこ	640	10.6
3	肉用牛	2,810	7.8	肉用牛	530	8.8

資料) 宮崎県生産農業所得統計 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

工業

工業の状況をみると、事業所数については宮崎市が減少傾向、清武町は平成9年がピークとなっています。平成18年では宮崎市が339事業所、清武町が32事業所、両市町計で371事業所となっており、清武町の構成比率は、両市町計の8.6%に当たります。

また、従業者数については宮崎市が減少傾向、清武町は平成9年をピークに減少し平成18年は増加しています。平成18年では宮崎市が9,624人、清武町が3,653人、両市町計で13,277人となっており、清武町の構成比率は、両市町計の27.5%に当たります。

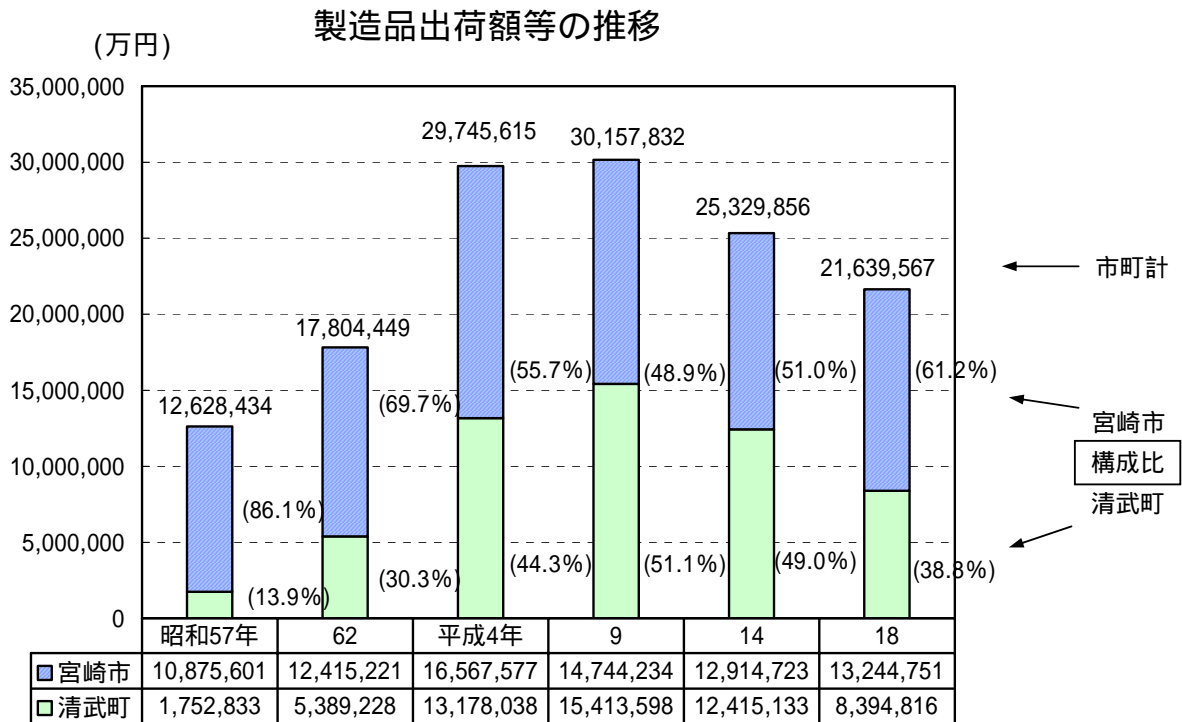
工業における事業所数及び従業者数の推移

	昭和57年 (1982年)	昭和62年 (1987年)	平成4年 (1992年)	平成9年 (1997年)	平成14年 (2002年)	平成18年 (2006年)
事業所数 (単位:事業所、%)						
宮崎市	546 (95.6)	510 (95.3)	508 (94.6)	447 (91.8)	384 (91.9)	339 (91.4)
清武町	25 (4.4)	25 (4.7)	29 (5.4)	40 (8.2)	34 (8.1)	32 (8.6)
市町計	571 (100.0)	535 (100.0)	537 (100.0)	487 (100.0)	418 (100.0)	371 (100.0)
従業者数 (単位:人、%)						
宮崎市	10,455 (87.2)	10,446 (76.3)	11,786 (74.3)	11,011 (71.6)	9,966 (73.6)	9,624 (72.5)
清武町	1,531 (12.8)	3,250 (23.7)	4,075 (25.7)	4,367 (28.4)	3,577 (26.4)	3,653 (27.5)
市町計	11,986 (100.0)	13,696 (100.0)	15,861 (100.0)	15,378 (100.0)	13,543 (100.0)	13,277 (100.0)

資料) 工業統計表 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注: 従業者4人以上の事業所が対象

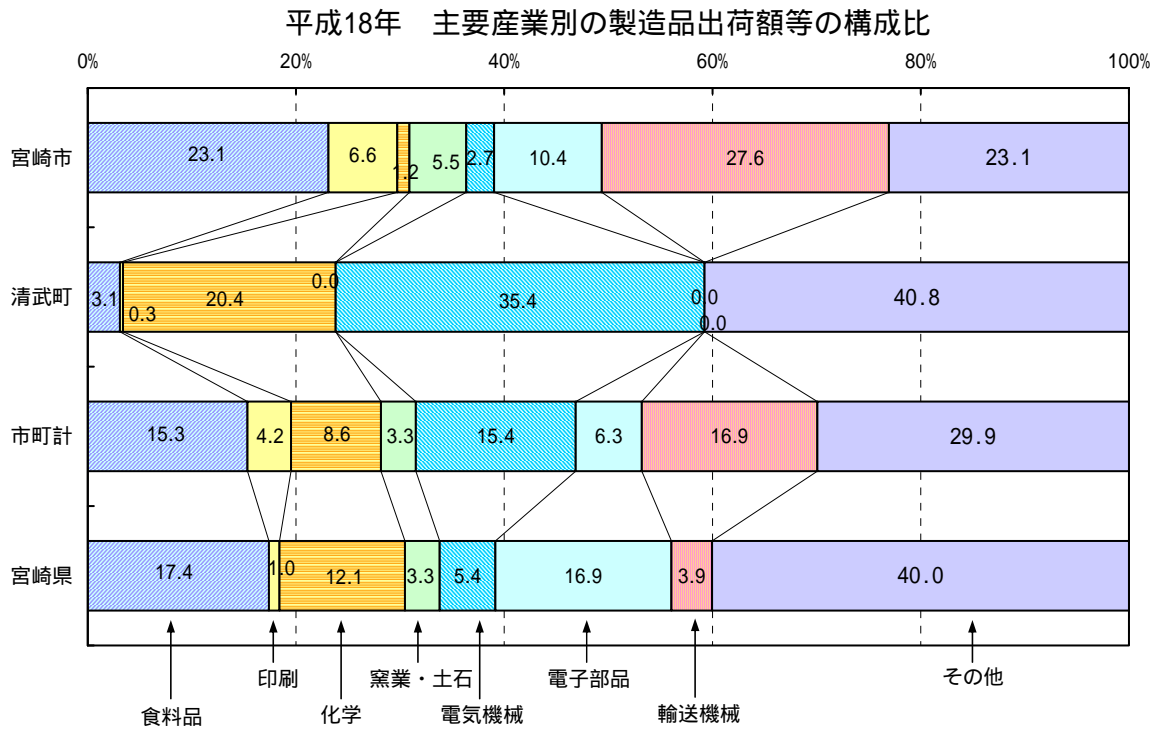
製造品出荷額等をみると、宮崎市は平成4年をピークに増減を繰り返し、清武町は平成9年をピークに山型となっています。平成18年では宮崎市が1,324億4,751万円、清武町が839億4,816万円、両市町計で2,163億9,567万円となっており、清武町の構成比率は、両市町計の38.8%に当たります。



資料) 工業統計表 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注: 従業者4人以上の事業所が対象

また、平成 18 年の主要産業別の製造品出荷額等の構成比をみると、宮崎市では「輸送機械（27.6%）」や「食料品（23.1%）」、清武町では「電気機械（35.4%）」や「化学（20.4%）」が高い割合となっています。



資料) 工業統計表 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注: 従業者 4 人以上の事業所が対象 (特定の事業所を判明できる主要産業については、その事業所の製造品出荷額等はその他に含む。)

平成18年 製造品出荷額等の産業別順位

順位	宮崎市			清武町		
	業種	製造品出荷額等 (万円)	構成比 (%)	業種	製造品出荷額等 (万円)	構成比 (%)
1	輸送機械	3,650,653	27.6	電気機械	2,974,757	35.4
2	食料品	3,060,696	23.1	化学	1,714,278	20.4
3	電子部品	1,371,249	10.4	食料品	259,231	3.1

資料) 工業統計調査 (宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注: 従業者 4 人以上の事業所が対象 (特定の事業所を判明できる主要産業については、その事業所の製造品出荷額等はその他に含む。)

商業

商業の状況をみると、事業所数については両市町ともに減少傾向で推移しています。平成16年では宮崎市が5,357事業所、清武町が244事業所、両市町計で5,601事業所となっており、清武町の構成比率は、両市町計の4.4%に当たります。

また、従業者数については宮崎市は増減を繰り返しながら推移しており、清武町は増加傾向にあります。平成16年では宮崎市が38,348人、清武町が1,749人、両市町計で40,097人となっており、清武町の構成比率は、両市町計の4.4%に当たります。

さらに、年間商品販売額は、平成16年では宮崎市が1兆4,223億3,520万円、清武町が362億417万円、両町計で1兆4,585億3,937万円となっており、清武町の構成比率は、両市町計の2.5%に当たります。

商業における事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

	平成3年 (1991年)	平成6年 (1994年)	平成9年 (1997年)	平成11年 (1999年)	平成14年 (2002年)	平成16年 (2004年)
事業所数 (単位:事業所、%)						
宮崎市	6,586 (96.7)	6,015 (96.3)	5,674 (95.9)	5,899 (96.2)	5,450 (96.0)	5,357 (95.6)
清武町	228 (3.3)	232 (3.7)	242 (4.1)	230 (3.8)	229 (4.0)	244 (4.4)
市町計	6,814 (100.0)	6,247 (100.0)	5,916 (100.0)	6,129 (100.0)	5,679 (100.0)	5,601 (100.0)
従業者数 (単位:人、%)						
宮崎市	39,082 (97.0)	38,869 (96.8)	38,122 (96.2)	40,903 (96.1)	39,514 (96.1)	38,348 (95.6)
清武町	1,229 (3.0)	1,280 (3.2)	1,499 (3.8)	1,664 (3.9)	1,601 (3.9)	1,749 (4.4)
市町計	40,311 (100.0)	40,149 (100.0)	39,621 (100.0)	42,567 (100.0)	41,115 (100.0)	40,097 (100.0)
年間商品販売額 (単位:万円、%)						
宮崎市	174,385,765 (98.5)	167,594,359 (98.1)	164,523,649 (97.9)	165,896,141 (98.1)	143,967,451 (97.9)	142,233,520 (97.5)
清武町	2,697,085 (1.5)	3,260,571 (1.9)	3,580,122 (2.1)	3,202,548 (1.9)	3,135,703 (2.1)	3,620,417 (2.5)
市町計	177,082,850 (100.0)	170,854,930 (100.0)	168,103,771 (100.0)	169,098,689 (100.0)	147,103,154 (100.0)	145,853,937 (100.0)

資料) 商業統計表(宮崎市の数値は、佐土原町、田野町及び高岡町を含む。)

注: 上記の事業所数、従業者数、年間商品販売額は、小売業と卸売業の合計。

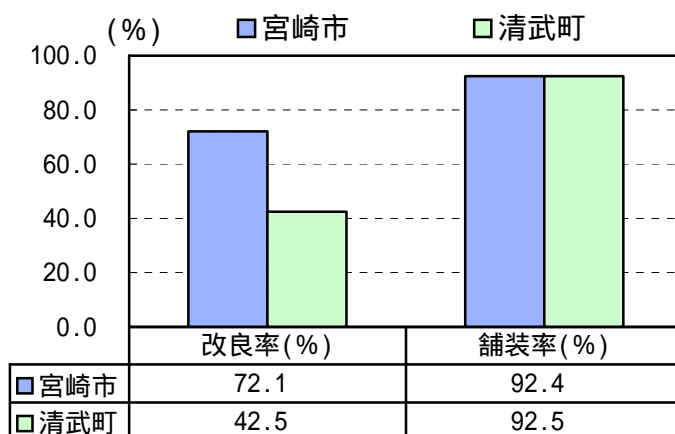
(7) 生活基盤

道路（市町道）

市町道の状況を見ると、市町道の改良率については、宮崎市が 72.1%、清武町が 42.5%となっています。

また、舗装率については、宮崎市が 92.4%、清武町が 92.5%となっています。

市町道の状況



	実延長 (m)	改良済 (m)	舗装済 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
宮崎市	2,349,060	1,694,500	2,170,820	72.1	92.4
清武町	204,200	86,800	188,900	42.5	92.5

資料) 平成 18 年度道路施設現況調書

注 1 : 延長には、独立した自転車歩行者道を含まない。

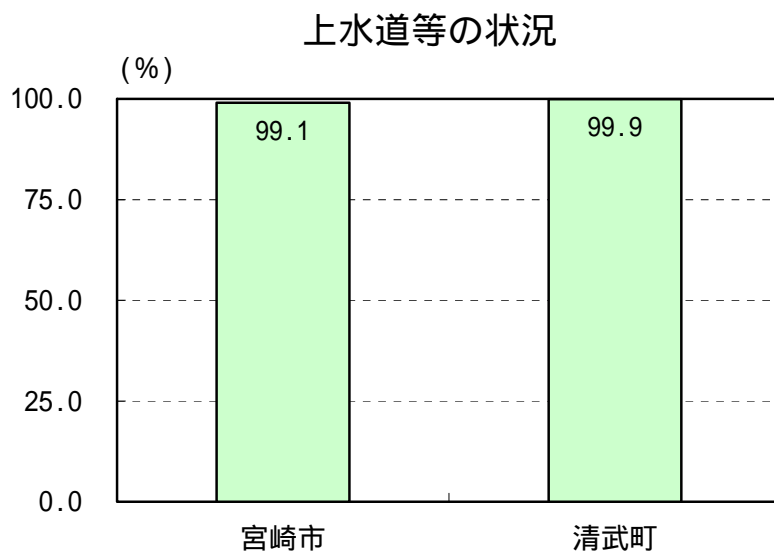
注 2 : 改良率 = 改良済延長 / 実延長、舗装率 = 舗装済延長 / 実延長

注 3 : 「改良」とは道路の幅員を広げ、曲線を直し、その利用を高度にするための工事をいう。

また、「舗装」とはセメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートによる舗装等をいう。

上水道等

上水道等の状況をみると、水道普及率は宮崎市が 99.1%、清武町が 99.9%となっています。



	給水人口				普及率	
	上水道 (人)	簡易水道 (人)	飲料水 供給施設 (人)	計 A (人)	行政区域内 人口 (H18年度末) B (人)	A / B (%)
宮崎市	361,471	2,351	134	363,956	367,373	99.1
清武町	28,637	0	0	28,637	28,664	99.9

資料) 平成 19 年 3 月 31 日現在

上水道は、両市町の上下水道局・水道課資料

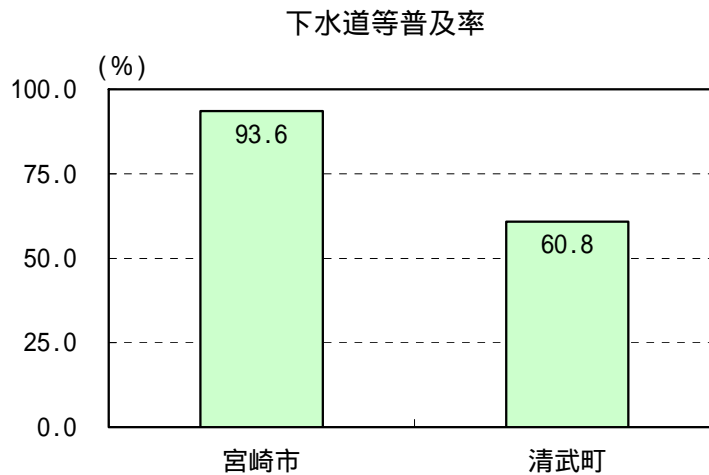
簡易水道・飲料水供給施設は、平成 18 年度市町村財政概況(市町村公共施設状況調査)

< 参考 >

- ・ 上水道とは、給水人口が 5,001 人以上の水道をいう。
- ・ 簡易水道とは、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道をいう。
- ・ 飲料水供給施設とは、上水道、簡易水道以外のもので、100 人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

下水道等

下水道等の状況をみると、下水道等普及率は宮崎市が 93.6%、清武町が 60.8%となっています。



	公共下水道 A () 現在排水人口 (人)	農業集落 排水施設 B 現在排水人口 (人)	コミュニティ ・プラント C 処理人口 (人)	合併処理 浄化槽 D 処理人口 (人)	計 E (A+B+C+D) (人)	行政人口 F (H18年度末) (人)	普及率 (E / F) (%)
宮崎市	305,123	12,573	4,371	21,643	343,710	367,373	93.6
清武町	3,847	1,875	0	11,711	17,433	28,664	60.8

資料) 平成 19 年 3 月 31 日現在 (公共下水道は、平成 19 年 4 月 1 日現在)

公共下水道は、両市町の上下水道局・下水道課資料

それ以外は、平成 18 年度市町村財政概況 (市町村公共施設状況調査)

(8) 広域行政

両市町においては、東諸県郡の各町と共同で、以下の業務に取り組んでいます。

宮崎東諸県広域市町村圏における共同処理業務一覧（平成19年度）

	形態	業務内容	関係市町	開始年月
	協議会	<ul style="list-style-type: none"> 広域圏の振興整備に関する計画策定 上記計画の実施に係る連絡調整 	宮崎市、清武町、国富町、綾町 （設置） 宮崎東諸県広域市町村圏協議会	昭和46年10月 設置
1	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の運営 	宮崎市、清武町、国富町 （設置） 宮崎県中部地区衛生組合	昭和40年設置 （国富町は昭和46年加入）
2	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生センター（ごみ焼却場）の運営 	宮崎市、清武町 （設置） 宮崎県中部地区衛生組合	昭和50年4月
3	一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人設立団体の事務（評価・中期目標・財源措置等） 	宮崎市、清武町、国富町、綾町 （設置） 宮崎公立大学事務組合	平成3年7月 設置
4	機関の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎東諸県地域介護認定審査会の運営等 	宮崎市、清武町、国富町、綾町 （共同設置） 宮崎東諸県地域介護認定審査会	平成11年8月
5	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 消防に関する事務（消防団・水利・水防に関する事務を除く） 	清武町、国富町、綾町 （委託） 宮崎市	昭和48年4月
6	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 東諸葬祭場に関すること 	宮崎市・綾町 （委託） 国富町	昭和53年12月
7	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎市葬祭センターに関すること 	清武町 （委託） 宮崎市	昭和57年4月
8	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚ライブラリーの運営に関すること（機材・教材の購入、保管貸出等） 	清武町 （委託） 宮崎市	昭和57年4月
9	事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 障害程度区分認定審査会 	清武町、国富町、綾町 （委託） 宮崎市	平成18年4月
10	共同運営	<ul style="list-style-type: none"> 在宅当番医制に関すること 	清武町、国富町、綾町 （負担金） 宮崎市 （委託） 市郡医師会	平成7年7月

	形態	業務内容	関係市町	開始年月
11	共同運営	・ 障害者相談支援事業委託	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (委託) 市内の社会福祉法人(4カ所)	平成18年10月
12	共同運営	・ 宮崎市夜間急病センターの利用及び運営に関すること。	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (指定管理料) 市郡医師会	昭和57年10月
13	共同運営	・ 宮崎市総合発達支援センターの運営	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (指定管理料) 市社会福祉事業団	平成15年4月
14	共同運営	・ 宮崎市小児診療所の運営	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (指定管理料) 市郡医師会	平成16年6月
15	共同運営	・ 宮崎市郡医師会病院(共同利用型病院:2次救急医療)の運営費の補助	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (補助金) 市郡医師会	昭和60年4月
16	共同運営	・ 宮崎歯科福祉センター運営費の補助	清武町、国富町、綾町 (負担金) 宮崎市 (補助金) 市郡東諸県郡歯科医師会	平成14年11月

編集 / 発行
(平成 20 年 10 月)

宮崎・清武合併協議会

宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号